

令和7年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和7年6月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年6月9日 午前9時宣告

開 議 令和7年6月9日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	住 民 課 長	廣田 春秋
副 町 長	田村 正和	産業振興課長	下八川久夫
教 育 長	濱田 陽治	建 設 課 長	吉野 広昭
教 育 次 長	岡田 秀和	農業委員会事務局長	藤本 雅徳
総 務 課 長	横畠 克彦	健康福祉課長	岡崎 省治
まちづくり推進課長	安岡 裕美	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
会計管理者兼会計課長	上田 くみ		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	吉田 智哉
--------	-------	---------	-------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和7年6月9日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。一般質問は通告順とします。

7番、西森勝仁君の発言を許します。

西森君。

7番（西森勝仁君）

7番、西森勝仁です。

通告にしたがいまして、一般質問を行います。私はこれまでもずっと町民の声を町政にお届けしてきたところでありますが、今回は特に町民の不満の声が多く届いているわけであります。

まず、ぐるぐるバスであります。正式名称は、佐川町地域公共交通というかもしれませんが、このぐるぐるバスは平成29年10月から本格運行がされておりました。初めのうちは、計画の10分の1以下の利用状況でありましたが、それから多くの議員の度々の一般質問もありまして、改善され、ようやく一応落ち着いた安定した運行がされておったわけであります。

ところが、今年3月17日の大幅なダイヤ改正によりまして、利用者の不満の声が噴出しているわけであります。先月、行われた議会懇談会でもこのことが話題に上がったところであります。

こうした人たちの声を集約してみますと、時間が大幅にずれて乗れる便がなくなったとか、また、運転免許証を返納したのに時間が合わずに移動手段がない、あるいは最終便が2時間も繰り上がって、夕方の買い物にも行けなくなった。こういう声が川内ヶ谷や斗賀野方面、上郷からも聞こえてきますし、町中からも聞こえてきます。

こうした人たちの不満の声は、町長にも届いていると思いますし、町民の中には役場に行って怒ってきたと、こういう方もおります。

また、私は老人クラブや自治会の役員もしていることから、こうした声が多く寄せられるわけでありますが、このぐるぐるバスの利用者は移動手段のない高齢者など、いわゆる交通弱者が、こうした人たちが利用していたわけでありますが、今は利用できなくなって困っているわけであります。

運転手の話を聞いてみましても、お客は大分減った、こういうことでありますが、そこで改めてお尋ねをいたしますが、このぐるぐるバスの運行の目的は

何か。そして運転手の言うように利用客は減っているのか。昨年の4月、5月と、この2か月だけの比較になりますがどうなっているのか。そしてなぜ改正したのか。その理由も併せてお尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

西森議員のご質問にお答えします。

まず目的についてですが、人口減少や高齢化が進展する中、地域社会の活力を維持向上させるため、地域公共交通事業を実施しております。

具体的には、地域住民の通院や通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動を確保するため、公共交通空白地区を解消し、地域のニーズに寄り添った移動手段の1つとして、ぐるぐるバスを運行しております。

次に、利用者数に関しましては、路線の再編を行っている路線もありますので、路線毎に単純に比較することは難しいですが、全体の利用者数を比較しますと、4月は6年度968人に対し、7年度905人で、63人の減となっています。5月は6年度966人に対し、7年度888人で78人の減少となっています。

運行便数が減っていることもあり、利用者数は減少しておりますが、一便当たりの利用者の平均では、4月は6年度2.59人に対し、7年度3.29人。5月は6年度2.47人に対し、7年度3.23人となっており、工夫してご利用いただいていることがうかがえます。

改正の理由につきましては、令和5年3月に前期計画である佐川町地域公共交通網形成計画の理念を引き継ぎ、少子高齢化の進行等を常に変化する社会情勢に対応し、町民や町内で活動する人々の移動を支えることを目指して、佐川町地域公共交通計画を策定いたしました。その策定に当たりましては、住民アンケートや地区別意見交換会、関係者ヒアリングを実施しております。

この計画の策定にあたって整理した課題を解消すべく、そのアクションプランとして、令和6年8月に佐川町地域公共交通利便増進実施計画を策定しました。

この改正につきましては、先ほど申しました住民アンケートや地区別意見交換会等で寄せられた声をもとに、佐川町地域公共交通利便増進実施計画を推進する内容となっております。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7番（西森勝仁君）

担当課長からただいま答弁をいただきましたが、それによりますと、高齢化

社会に対応するため、あるいは買い物などに事欠くことがないように、日常生活をフォローしていくためと、こういうふうに捉えたわけではありますが、ところが、この3月の改正によりまして、大変この買い物などに不便を来たす、大変事欠くような状態になっておりまして、その結果として、今答弁がありましたように、4月は63人減、5月は78人減と、こういうことになっているわけではありますが、ただでさえ乗客が少ないのに、これからもますます減っていつて、ぐるぐるバス離れが起きるかもわからない、危惧するところであります。

また私が思うには、先ほどの答弁の中にありましたが、一便あたりは0.7人ぐらい増えているので、工夫して乗っているのではないかというような事務局の解釈ではありますが、私は全くそうではないというふうに思います。

これは利用者は歩いては目的地まで移動ができないので、苦肉の策中の苦肉の選択であって、とても利用者のことを考えた本来の目的に沿ったものではないというふうに思っておりますし、住民の方々もそういうふうにほとんどの方が思っております。ただいま説明いただいたような、工夫して乗っているというふうに解釈するには、とても無理がありやしないか、こういうふうに思うところであります。

また、委託業者や運転手と協議して最終便なんかをカットして2時間繰り上げているような状態だと思いますが、業者や運転手こういったことに従事する人に相談をすれば、それは仕事が早く繰り上がって早く終わるほうがいいに決まっています。

この運行につきましても、委託業者には委託料としまして3社に年間トータル2,300万円ぐらい払っていると思っておりますし、これは業者の経営安定のためではありませぬので、目的は今、担当課長から説明をいただいたとおりであります。そういうことからして、これも本末転倒です。

また、この改正に当たりまして、地域別意見交換会などで住民の意見を聞いたと、こういうことではあります、何地区で開催し、何人の方が参加し、延べ人数でもいいですが、お尋ねをします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えします。

令和6年度は、東元町、三野、伏尾、荷稻、青去、埴生の川、弘岡、竹ノ倉、四ツ白、大平、鉢ヶ森、川内ヶ谷、伏尾団地、瑞応、下伏尾の14か所で実施し、62人の参加者がありました。

議長（松浦隆起君）

西森君。

まちづくり推進課長、安岡さん

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

62 人の出席です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7 番（西森勝仁君）

担当課長より答弁頂きましたように、町内トータル 14 か所になると思いますが、そこで 62 人の意見が聞けたということではありますが、その人数の中には、各地区の公民館を管理する、要するにいわゆる鍵を開けにいく人たちの数も含まれてカウントされていると思います。

現に伏尾団地でもこの開催がありまして、私が、高齢化も進んできましたので、バスを利用しそうな人には全員に、この会があるので意見とか希望があれば言っておいてよと言ったにもかかわらず、当日は私が鍵を開けて待つ間に参加者はゼロということで、担当者と一緒にバスを乗りそうところが 1 件ありましたので、そこに行って直接意見を聞いた。こういう人もカウントされているわけでありまして、本当に移動の足に困り、事欠く人の声というのはそんなに聞こえていない、こういうふうに私は思うところであります。

そういった人たちは、たとえ 200 メートル 300 メートル歩いて公民館へ行くにも、大変事欠いて行くことができません。こうした人たちの声は、今も言いましたように届いていないと思います。

現に今、こういった足の移動に事欠く人たちはあったかふれあいセンターでも、送迎をしているのが現実であります。

こういうことでありますので、やはり住民サイドに立ったスタンスで意見聴取をしていただきたいと思いますし、そうしないと、これからこういうトラブルも起こるし、ますます不便になると思いますので、その辺はよろしく願いをしておきます。

次に改正に伴いまして、バス停も新たに設置したり、あるいは変更したりしていますが、これがまた何とも評判が悪い。

特にサンプラザ前の停留所は評判が悪いわけでありまして、この前、ある住民から、「サンプラザで買い物したお年寄りがバス停のところの溝にこけたき、あんな危ないところはいかんけ見てきいや。」と、こういうことの見解をいただきましたので、私も見に行ってみました。

ちょっとスクリーンに映していただきます。

これが新たに設置した、サンプラザ前という駅であります。

ここは、後ろはＪＲのフェンスと、そして道路との間に側溝がありますが、その上に２枚のグレーチングを敷き、その上にバス停を作っているわけであり、ます。これでは雨の日など傘を差して待っているとき、あるいは車が、そのときに車が来ても、後ろはフェンスですし、逃げるに逃げようがありません。横に逃げれば、溝に落ちます。ご覧のとおり小さな溝であります、若い人とか健常者にとっては、大した溝ではないかも知れませんが、高齢者がこの溝に落ちますと、大けがの元になります。ですから、そういう危険な、危険だという声が多く寄せられているわけであります。

この前もバスの運転手が言っておりましたが、降りたときに滑って溝へこけたよと、こういうことであります。

こうしたことを踏まえ、今までは店のサンプラザの店の軒下で雨にも濡れず、ベンチに座って待つことができていたのに、なぜ、こうした危険な場所に変更することになったのか、住民の方々にも分かりやすいようにご説明をお願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えします。

サンプラザの停留所につきましては、以前は、店の北側の駐車場に乗り入れておりました。この駐車場には車の進行方向を示す矢印はありますが、お店をご利用するお客様の逆走する車も多く、また店へのお客様の徒歩での通行もあることから、危険であると乗務員さんからのご意見がありました。

また、今回、黒岩観光バスもサンプラザ方面への経路の運行を開始いたしました。黒岩観光バスの車体は、ぐるぐるバスの車体よりも大きく、同じように駐車場へ乗り入れることは危険ではないかということと、ぐるぐるバスが以前と同じ場所に停留場を置き、黒岩観光バスが南側の道沿いに設置しますと、利用者の混乱を招き、積み残しが発生するのではないかという懸念もあり、ぐるぐるバスと黒岩観光のバスのバス停を一緒に店の南側に設置したものです。

設置にあたっては、現地を確認した上で、南側の店の入口から、出口から近く、ご利用しやすい場所に設置いたしました。以前の店の前から乗車できることに比べますと、ご不便をおかけすることとなっておりますが、安全面を考慮しての変更ですので、ご理解いただきたいと思います。

また、サンプラザの停留所に関しましては、再度現地を確認し、安全を確保いたします。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7 番（西森勝仁君）

今の答弁を簡単に要約しますと、乗客の安全面、あるいは黒岩観光絡み、こういうふうなことでありますが、ただいま説明をいただいた内容にはちょっと矛盾がありはしないしないかと私は思います。

なぜなら、こうした状況はサンシャイン、ここも全く同じでありまして、黒岩観光バスは前の道路にバス停があります。そしてぐるぐるバスは店の前のベンチまで入ってきてくれますし、それに客の車にしても、逆走してくる車も随分あるわけで、多少は混乱するかも知れませんが、そろそろ気をつけてみんな侵入してきますし、出て行きますし、何の問題もない。

また歩行者も、まるでそこはスクランブル交差点のようなものでありますが、何の問題も私は聞いたこともありませんし、混乱、あるいは乗客の積み残し、こういったものも全く聞いたことはありませんので、ちょっと今の説明にはこれも無理がある、こう言わざるをえないと思います。

今の課長の答弁であれば、現地を確認をして対応をしてくれるというふうにも受け取れましたので、その点はお願いすることとしておきますが、こうしたことから、サンプラザの森岡店長さんも言うように、何であんなところに移したのかわかりません。それに従業員もお客さんもみんな言っています、こういうことであります。

ただ黒岩観光バスがあそこへ路線を設けたということではありますが、黒岩観光のバスは大きいので軒下のところへ入ってくることは、それは無理と思いますので、黒岩観光のバスはサンシャイン前と同じように、前の道路を通過してもらって、今のところで良いわけではありますが、ぐるぐるバスだけは皆さんが望んでいるように、前のおり店先のベンチに寄ってもらえないかと。こういうふうに、思うわけであります。

時間にしてもほんのわずかなもので、赤信号で1回止まるよりもずっと短いです。私も赤信号のあそこの停車時間とを測ってみましたけど、もう全然あそこで赤信号で止まっている間にあの間は4、5回、回れる、グルグル回れるわけ、そのような短い時間であります。

これから梅雨にも入っていきますし、また真夏の炎天下のときには、今の新しいところでは、とても待っておられるような状態にありません。待つ人はいなくなると思いますので、お願いかたがた前のところに寄ってもらえないか、お尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えいたします。

今回の路線編成に含む改正につきましては、地域公共交通会議で委員の皆様にご審議いただき決定したものでありますので、今後、地区別意見交換会等でご利用者の意見を聞き、利用状況を見ながら、今年度の地域公共交通会議でも委員の皆さんにご協議いただき、検討するようにいたします。

なお、以前のようにサンプラザの店舗前へ乗り入れをする場合には、経路の変更届が必要となりますので、公共交通会議での協議を踏まえ、四国運輸局への届け出を提出し、許可をいただいてからとなります。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7 番（西森勝仁君）

ただいまの答弁を解釈しますと、会議にかけないかん、計画を作って許可をもらわないかんとなると、それがいつの時期になるかわかりませんが、今までは10月に改正をしておったわけです。

それが3月、これは汽車のダイヤに合わせたということになっていますが、汽車の時間というものは昔から、接続は前からあった事実でありますので、今回3月取ってつけたようなものではない、こういうふうに思います。

そして、この計画を通らなければならないということですが、それはそうかもわかりませんが、できるだけこれを早く、戻してもらいたいということが町民の願いであります。

こうしたことは、委託業者に頼んでいることではないかというふうに思いますが、その計画を作ったり何だかんだする業務は、どこのコンサルタント会社に委託して、どういう業務を委託して、どういうふうな、幾らぐらいの委託金額を支払っているのかお尋ねをします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えいたします。

委託先は、高知市の合同会社えこ・まち研究所になります。令和6年度は2つの委託業務契約を締結し、委託金額は132万円となっております。

委託内容は、公共交通路線網の再編、ダイヤの編成、佐川町地域公共交通会議の開催支援等となっております。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7 番（西森勝仁君）

ただいま説明いただきました内容によりますと、委託先はエコ・まち研究所、委託金額はトータル 132 万円。こういうことでありまして、その内容につきましては、担当課長が先ほどから答弁をしておりますように、ダイヤの改正とかいろいろ、もろもろの会議の作成資料、こういったものを頼んであるよということではありますが、委託会社にもまた頼まないけませんけれども、この計画を早く変更するように、交通会議ももうすぐに予定されております、20 日とかそんなところに予定されておりますので、早急に審議をしていただきまして、町民が望むような、町民の役に立つようなバスにしていきたいと思うところであります。

それと、その運行スタイルにつきましても、このエコ・まち研究室、ここが大いに関わっていると思いますが、ここの知恵を借りることになると思いますが、この町中の道は、これ時速 30 キロです。ここを 1 区間 1 分で走ることになっていると思いますが、マイカーのように空で走れば問題ないわけですが、1 分あれば十分と思いますが、手押しのシルバーカーや、あるいは多くの荷物を持った高齢者が乗り降りするときには、すぐ 1 分、2 分かかってしまいます。以前、私も見兼ねまして何度か手伝ったことがありますが、本当に安全第一であります。しかし、普段は運転手が言うように、あんまりいないのも事実でありまして、ある運転手に言わせれば、「普段、バス停に誰っちゃおらんろう。ほんで手前から見たらすぐわかるき、ほんで次から次へとどンドン早くなっていなあよ。」と、こういう運転手さんのお話というか言い分であります。

私もバスがすでに 5 分以上も早く通過していて、乗れなかったことがあります。不審に思って電話してみますと、もうすでにとうから行っちゅうよということでありましたので、当時の担当課長にも苦言を呈してきたところでもあります。

こうしたことから、運転手が早く通過する時間設定にしたい気持ちは分かんでもありませんが、また別の運転手は、あんなタイトなダイヤで事故を起こしたら、その責任は運転手持ちぜよと、こういうことにもなりますので、もう少し余裕を持って、早く来たときなんかは役場とか、かわせみなどで時間調整をするぐらいにしていいただいて、決して事故を起こさないようにしていいただきたいと思います。

そしてこの、ぐるぐるバスの運行につきましても、毎年、多額の税金を使っ

ている事業でありまして、今回の改正により、町民の不満や不便になった点、また、この危険性についてこれまでも、述べてきたところでありますが、こうした住民の不満の声、こういったものが投書として国に届けば、町長はその説明を求められることになりかねないと思いますし、過去にも本省に呼ばれて説明をしてきた事実もあります。

また来年の、今の話の中では、来年の3月ごろになりやしなりはしないかと私は推測するわけではありますが、町民の言うように早く元に戻して欲しい、こういうことでありますので、少しでも早く弾力的に管改善できるところは改善していったらいいと思いますが、こうしたことができないものか。

また、こうした不便性を実感できるのは一番利用者が実感していますが、こういった方の代表を地域公共交通会議のメンバーに加えることができないものか、この2点について町長に併せてお尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

危険性改善の要望の投書が、四国運輸局に出されて呼ばれることがあれば、しっかりと対応していきたいと、呼ばれば行って対応していきたいと考えております。

あと、これまでも地区別の意見交換会や利用者アンケートなどによりまして住民の方の意見を、ご意見やご要望についてはお聞きし、可能な限りご要望に応えるよう進めてまいりました。

今後におきましてもこれまでのように、住民の方々のご意見をお聞きし、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また現在、地域公共交通会議の住民及び利用者の代表としましては、自治会長会の各地区の会長様5名、佐川町男女共同参画推進委員会会長様、佐川町よさこいクラブ連合会会長様、佐川町身体障害者協議会会長様、佐川町PTA連合会会長様、佐川町高等学校PTA会長様の10名の方に委員をお願いし、委員となっていていただいております。

委員の皆様には、日頃、利用者の方々からお聞きする意見も吸い上げていただき、会議等でお聞かせ願っております。またもちろん中には、委員の皆様のところ意見が届かない方もいらっしゃる、利用者の方の生活リズムや体の状態など、バスを利用にあたってのご意見は様々となると思いますので、そのあたりは引き続き利用者アンケートや地区別の意見交換会などを通じて、

ご意見、ご要望をお寄せいただき、ご要望にお応えできるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

利用者代表者をメンバーに加えることにつきましては、代表を誰にするのかなど、地域公共交通会議の中で協議検討をしっかりといきメンバーをどうするかについては、協議をしていきたいと思っております。

また、許可など必要でない安全対策につきましては、しっかりと危険のないように、随時対応してまいりたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7 番（西森勝仁君）

ただいまの答弁によりますと、これまでも要望に対応すべく、注意を払って対応してきたという答弁であったように思いますが、どうも私が思うには、住民も同じように思っていますが、これではどうも業者、あるいは役場本意の対応であって、どうも住民の側に立った対応ではないというふうに強く感じるわけであります。

そして、先ほど申し上げましたが、本当にぐるぐるバスを必要としている人たちは意見交換会を開くといっても、その会場になかなか行けないのが実情でありますので、こうした行くことのできない人たちの声も、参酌するというか、配慮していただきたいというふうに思います。そうしないと、本当に温かいまちづくりなんか、とてもできるようなもんじゃない、不満ばかりになってきます。そのあたりをよろしく願いをしておきたいと思えます。

これは、この不満がしばらく続くと思えますし、諦めている人もかなりいますが、このひと夏が過ぎたら、ぐるぐるバス離れして客はほとんどいなくなる。こういうことにもなりかねません。そこの辺りは心して取り組んでもらいたいと思えます。

次に、職員の育成と職務遂行能力の開発向上についてであります。これも町民からの苦情であります。

一般的に言いまして、町民が役場に行く用事というものはめったにないと思えますけれども、また役場というところは、個人情報満載のところであります。

毎年、新年度が始まりますと4月になれば、固定資産税を皮切りに次々と隸書と呼ばれる納税通知書が発送、送られてくるわけでありますが、中には納得できずに窓口に来る町民も少なからずいると思えます。

これは今に始まったことではありませんが、誰しも人がやっていることで間違いもあるかもしれませんが、要はこうしたときの対応であります。

職員は、法令などの知識と積み重ねた経験を駆使して円滑に職務を遂行しているわけですが、こうした職員の育成というものは、なかなか一朝一夕にはいかないものであります。

特に窓口職員の対応は重要でありまして、トラブルに発展するケースも間々ありますが、今どのようにして職員の育成を図っているのか、その方針と手段についてお尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

西森議員のご質問にお答えします。

佐川町では佐川町人材育成基本方針を作成しており、人材育成を重要な課題の1つと位置付けをしております。

具体的には、職員一人一人の能力や個性を最大限に生かしながら、組織と個人が目指すべき方向を共有し、全体として成長していくことを目指しております。この考えのもと、人材育成を総合的に推進し、職員が仕事に意欲を持って生き生きと働くことができる、活躍できる環境を構築することを目標としております。

佐川町の人材育成方針は、人事管理制度の構築、職員研修制度の改革、働きやすい環境の整備の3つの相互関係の中で取り組むものとし、職員にとりましては日々の職務が人材育成の機会であると捉え、総合的な取り組みを推進していくこととしております。このうち、職員研修制度につきましては2つの取り組みに力を入れております。

1つ目の取り組みといたしまして、職場研修ですけれども、職場で経験のある職員が日常の業務を通じて、後輩や部下に必要な知識や技術、態度などを指導し習得させる取り組みであります。これにより、個々の職員の特性に応じたきめ細やかな指導が可能となり、能力開発において有効な手段であるというふうに考えております。

2つ目の取り組みとしまして、職場外研修ですけれども、職員が通常の業務を離れ、外部機関や他の組織で研修を受ける職場研修にも積極的に取り組んでおります。これにより職員は新たな知識や技術を集中的に学ぶとともに、他の自治体の職員などとの交流を通じて、視野を広げ、意識の向上を図ることを期待をしております。

現在、こうち人づくり広域連合や市町村アカデミーなどの研修に参加するよう、職場内外での研修機会を増やし、意欲的に取り組める環境づくりに取り組んでおります。

また、人事管理制度の構築のうち、人事評価制度につきましても、人材育成において重要な役割であるというふうに考えておりまして、本制度では職員の能力や実績、適性などを公正に評価し、それに基づく適切な指導や、適切な配置につながるよう実施をしております。

これにより職員のモチベーションを高め、組織全体の職員力を向上させ、佐川町が求める職員像につながっていくように取り組みを進めております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7 番（西森勝仁君）

総務課長の答弁によりますと、総合的に研修をしているよと。1つの具体例としては、職場の内外研修とか先輩の経験から接客態度などを指導しているよと。こういうことではなかったかと思います。

それはそれで一定の理解はします。

しかし、今の時代というものは、住民はスマホで何でも調べることができますので、およその知識を持って役場に来るわけでありますから、問題はそこから先の対応でありまして、法令の解釈とか運用とか実例、あるいは判例、こういったものを説明してやらないと、到底納得しないわけであります。

この前もある町民から電話がかかってきまして、私もその相談された案件には疑問に思いましたので、県の市町村振興課に問い合わせたところ、その根拠法令の解釈、運用、こういったものについての解答を得たわけでありまして、県のほうからも佐川の役場に言うておくということでありましたので、佐川の役場に行って、解説書のコピーをもらって、本人に渡して説明をしたところ、簡単に理解と納得を得たわけであります。

他にもまた個人情報に関するクレーム、苦情、こういったものが寄せられているわけでありますが、これも根拠法令の解釈、そういったものに基づくものであります。そしてこうしたことにつきましては、退職したOBに聞いてみましても、今の職員というのは、自治法にしても、地方公務員法にしても、何にしても、法令に弱い。こういうことであります。

経験は何年もかかって積んでいく以外にはないと思いますが、こと法令などの解釈、知識、これは個人が勉強しなければ身に付きません。そのためには、私が思うには、自治大などで一定期間、学ぶのが一番だと思うところではありますが、今の答弁の中にも、短期間の研修は受けさせているということではありますが、2、3日ではなかなか身につくものではありませんし、私は特に難解な租税特別措置法、こういったものを解釈せよと言っているのではない。簡単なも

のから、自分の職務の守備範囲のことだけは知ってもらいたい。こういうことでありますので、このあたりの答弁をよろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

住民福祉の向上と地域社会の持続的な発展に向け、職員一人一人の職務遂行能力を、向上は極めて重要であると考えております。また、住民のニーズの多様化や行政課題の複雑化に的確に対応するために、職員一人一人が高い専門性と柔軟な対応力を備えることが重要であると認識をしております。

現在、佐川町役場におきましては、若手の指導や実務に即したO J Tの充実に図るとともに、メンタルなどにも対応し、職場内での指導育成体制の強化を図っております。

I C T活用による業務の効率化としましては、行政手続きのデジタル化が進展する中で、情報セキュリティや、デジタル技術、A Iなどの新たな分野にも対応した研修も導入することとしております。

西森議員のおっしゃるとおり、自治大学校への派遣研修や中央省庁、県庁などへの出向を通じた人材育成は、職員の育成におきましても大変重要であると思っております。

また、自治大学校への派遣につきましては、自治体職員として必要な法令知識、政策立案能力、マネジメント力などを体系的に学ぶことができる貴重な機会であり、派遣された職員は修了後、得られた知識や経験を、町政運営に的確に生かせることができると思っております。

また、国や県への出向におきましては、広域的、専門的な業務に従事することにより、より高い視点からの政策立案力や関係機関との調整能力を培う貴重な機会となると思っております。

これらの経験を通じて習得した知識やネットワークは研修や出向終了後、組織全体への波及効果をもたらし、行政運営の質の向上に大きく寄与すると考えております。

現在、役場におきましては、国、県に職員を派遣、交流させております。今後におきましても、自治大学校への勉強の機会を与えるにおきましては、家庭的な事情、そして職場の状況などを考慮し、意欲のあり佐川町の将来を担う職員には積極的に参加を促していきたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7 番（西森勝仁君）

ただいまの町長答弁によりますと、住民のニーズに対応できるため、対応するため、そういった職員の育成をしていると。そしてそのための育成の手段の一つとして、国・県との人事交流も行っているよということではありますが、私も県の当時の市町村、今の市町村振興課、前の地方課であります、ここの研修生で1年行ったわけではありますが、確かに地方課というのは、皆さんご承知のとおり、県下の市町村から、市町村長からいろんな困りごと等についての相談を受けるわけでありまして、その都度、可能な限り即答が必要です。ですから根拠法令等について、しっかり勉強しておかなければいなければ務まらないような職場でありまして、国・県という職場というのも私はよくわかります。

これは確かにめちゃくちゃ大事、重要な人事交流であります。しかし、ここではそういった知識というものはその場では学べない、自分でやる以外しかない。だから県の職員も国へ6か月間自治大へ行っているわけでありまして、佐川でも渡辺町長のときから自治大へ派遣をしまして、この議場の中にも自治大3か月研修へ参加した幹部職員もおりますし、こういったことでありますので、なかなか人材育成ができない中で3か月、大変厳しい研修であります、ぜひこれは必要ではないかと。

そしてそこで習得した知識、経験、こういったものは持ち帰って、佐川の役場の中で実践していただいたら、その波及効果、その知識とかそういったものの必要性が他の職員にも伝わっていきます。

何さま役場の職員は役場というのは、飯の種でありますので、そこらあたりは自覚をしっかりしてもらわないかん、こういうふうに思います。

またルーティン業務につきましては、これは当然のことではありますが、スキルアップしていかなきゃ追っついていけない、こういうことであります。

今の町長の答弁を聞きましたら、すぐにというわけにはいかんかもわかりませんが、そのあたりのギアを1つ上げてもらわんと、今私が述べてきた職員とのトラブル、こういったものは拭えないし、ではないかというふうに思います。

何といっても職員というものは佐川町の宝物であります。佐川の未来がばら色になる、あるいは灰色になる、これはやはり職員次第やと、こういうふうに思うところでありますので、しっかり育てていただきまして、また町民に寄り添ってもらえる多くの職員をぜひ育てていきたいと思っておりますので、この件は町長にお願いをしておきます。

またこの議場におられる幹部職員の日常の知識、動向につきましても、部下職員はしっかり見ていますので、あの程度でいいんだと、こういうふうになら

ないようしっかりしていただきたいと思います。特に町長、副町長は職員の範でありますので、研修もしっかり積んでいただきたいと思います。

また5月号の広報を見てみますと、採用5、6年経って一定の実績、経験もできて、これからというときに早々と退職している職員がいますが、私は残念に思いますが、その理由につきましてはわかりません。前の町長は辞めるのは個人の勝手とつれない答弁でありましたが、できるだけこうしたことのないよう、人事管理もしっかりフォローしていただきたいと思いますところであります。なので、これはもうお頼みしていく以外にありませんので、よろしくお願いします。

次に、観光客の受け入れと地元に着る利益、お金についてであります、これについてお尋ねします。

朝ドラ効果も薄れたとはいえ、まだ観光バスや、県外ナンバーの車をよく見かけるわけであります。また、以前は佐川には土産物がない、こう言われたときもありましたが、今は牧野さんに特化したものもたくさんありますし、牧野さんに特化したのは2、3種類ではないかと思いますが、その他にもたくさんのお土産がありまして、かなり充実してきたと思いますが、観光客の動向や経済効果というものはどうなっているのか、お尋ねをします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えいたします。

仁淀ブルー観光協議会が、協議会の事業評価をするための資料としているデータにはなりますが、佐川町の上町歩き、旧浜口家住宅、青山文庫、佐川地質館、まきのさんの道の駅・佐川、佐川おもちゃ美術館の入り込み客数のデータをもとにした佐川町の観光消費額は、令和5年度の道の駅、おもちゃ美術館の開業もありますが、令和4年度に1,981万6,398円であったものが、令和5年度は4億1,463万4,680円。令和6年度には3億6,489万9,912円となっており、令和6年度は令和5年度より減少しておりますが、令和5年度と比較すると約18倍となっておりますので、一定の経済効果はあったものと思われます。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7番（西森勝仁君）

ただいま担当課長からご説明をいただきましたが、観光客の上町歩きと、こういった観光客が増えておりまして、今の報告によりますと、どういふか地元

に落としてくれた、地元で使ってくれたお金、これが令和4年度には2千万円弱だったものが、令和5年度にはらんまん効果、あるいは道の駅効果と相まって4億円を超えた、そして、これは爆発的な伸びを見せたわけではありますが、そのあと令和6年度も3億数千万と、令和4年度に比べると18倍伸びているということで、これは非常に効果があっているというふうに思います。

これはこのことはこれにしまして、もう1つ、以前、観光協会に委託して土産物の開発をしていたと思いますが、この成果というものはどうなっているのかお尋ねをします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えいたします。

高知市の事業者の方が開発してくださいましたお菓子の、牧野博士のおやつチーズタルトが販売されております。これは現在も旧浜口家住宅で販売しております。これが佐川観光協会のほうから依頼をして、お願いして開発したお菓子になります。

それ以外でも、牧野富太郎博士生誕160年記念事業費補助金等をご利用いただいて、地域の事業者さんの方が商品の開発をしてくださったり、商品のパッケージを作成してくださった実績がございます。以上になります。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7番（西森勝仁君）

ただいま答弁をお聞きしますと、牧野さんにちなんだ商品が開発されてチーズタルトですか、こういった商品が出ているということ。また、地元でも開発してくれておりまして、だんだんと地元にお金の落ちるシステムができているのではないかというふうに思います。

ところで、こうした観光客の受け入れにも多額のお金がかかっておりまして、前町長のときに整備した牧野公園の物見岩前の広場のトイレと、地場産のトイレと、この2つで約5,500万円くらいかかっていると思います。そのうえその2つのランニングコストについても、毎年これから120万円くらいかかっているわけでありまして。

それに今、整備がされております観光駐車場にしても9千数百万円、1億円近いお金がかかっておりますが、全てこれらは原資は税金です。

町民からは、ちったあ料金をもらうことを考えや、こういうことでありまして、どこの観光地へ行ってもお金がいるがぜよと、こういう声があります。

以前、近隣の元町村長さんが、佐川町は観光客も大分来ゆうが、町も潤いゆうるところということでしたので、私が、それが町民からも、ちったあ料金をもらえというので町長に提案したら、議員から料金がもらえるような施設じゃないとか、手間がかかって何しゆうかわからん、こういうことでそのままになっちゃらあよと、こう言うと、その元首長は、税金で作っておいてそんなことを言う議員がおったら、うちらじゃしまいぜよと、佐川はそんなもんかよと、ばっさり一刀両断でした。

そこでお尋ねしますが、町民が言うように落ちるのは、し尿だけというのはいかなものかと思えますし、せめて応分の負担がもらえる仕組みが作れないものか。住民は地域の公民館を利用するにもお金がかかっていますので、町長にお尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、町が管理をする施設につきましては、現在の利用料金に対する受益者負担が適正か、精査を各担当課局に進めていただいております。物価高騰等もありますので、利用料金の見直しにつきましてはしっかりと見直そうということで進めさせていただきます。

西森議員も言われておりますとおり、上町地区の指定管理者をお願いしている施設を含めまして、利用料金に対する受益者負担が適正となるようしっかりと精査をしてまいりたいと考えております。

年度内に精査をさせていただき、来年度から改正をしていきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7 番（西森勝仁君）

答弁によりますと年度内に利用料金が適正か検討して、来年から条例改正もありますので、来年から対応してくれるということですので、それはそれで期待をしておきます。

以前にもこの公共施設関係を巡っては、地場産のトイレを作ったときにも、当時の町長に怒鳴り込んで行ったという町民がおりまして、その時は、一部の方からは理解は得られませんでしたけれども、こういうように料金改定もして、公衆トイレは取るわけにはいかんと思いますが、委託に出している施設もありますので、こういうところを適正に料金を取るようにしていただきたいと思います。

ます。そうすれば住民の理解と納得も得られる、町政への協力も得られるということになりますので、よろしくお願いをしておきます。

最後に、町内における訪日外国人、インバウンドについてお尋ねをするところであります。

今や、日本は円安とも相まって、日本を訪れる外国人の数は最高を更新しているようでありまして、先の高知新聞の声ひろばにも出ていましたが、東京のアメ横や浅草などは本当にすさまじく、日本語の会話はほとんど聞くことができないそうです。

一昔前まではこうした来日外国人というのは、成田、関空、こうしたハブ空港に到着して、そこから地方に分散していましたが、今はローカルイン、ローカルアウトということで、台湾などを初め、直接高知に来ているようでありまして、今朝のNHKテレビでもやっておりましたが、徳島空港では国際線の利用客が去年の3倍になったとのことであります。

こうしたことを背景にしまして、佐川町に来てくれるインバウンドの方々の経済効果、あるいは誘致も含めた今後の取り組みについてお尋ねをいたします。
議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えいたします。

高知県、愛媛県、香川県で台湾との飛行機の直通便の運行の影響があり、令和5年度以降、令和6年度とインバウンド客は増加をしており、高知県だけでなく、愛媛県、香川県からも多くの団体客がバスで佐川町を訪れてくださっています。

以前は観光駐車場で下車し、観光して帰るまで1時間足らずであったのですが、現在では町内で昼食をとり、上町で周遊をし、お土産を買ってくださるなど、滞在時間も伸びてきております。

客船からのオプションツアーとしても、上町周辺にたくさんの方が来てくださっています。それに合わせまして、英語での上町歩きのご依頼があり、佐川くろがねの会のまちあるきガイドの方も対応してくださっております。

観光協会では増加している台湾からのお客様に対応するため、繁体字の上町周辺のマップを作成し、対応してくださっております。

また、実人数を把握しているわけではありませんが、観光協会からの聞き取りによりますと、令和6年度は令和5年度に比べましてインバウンド客は3倍程度ではないかということでございました。

消費につきましては先ほど申しましたとおり、以前より滞在時間が延長して

おり、旧浜口家住宅でのお土産物を買ってくださったりと、周辺での消費活動は増えております。しかしながら、インバウンドのみの売り上げ等は把握しておりません。

また、参考数値にはなりますが、旧浜口家住宅の物販の実績が令和4年度627万6,973円でインバウンドが伸び始めた令和5年度には、851万93円と伸びてきております。

またインバウンドの誘致に関しましては、佐川観光協会が令和7年2月24日に開催された、香川県高知県台湾観光商談会台北に仁淀ブルー観光協議会とともに参加し、誘致活動を行いました。令和7年度につきましても、引き続き佐川町観光業務及び町PR委託業務の中で商談会に参加していただく予定となっております。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7番（西森勝仁君）

ただいま答弁をいただきましたが、佐川でもインバウンドの数は増えておりますし、その詳しい取りまとめは無いようではありますが、売り上げにしましても270万円くらいから800万円くらいまでに伸びているという答弁がありましたし、また、高知に着く豪華客船からもオプションルツアーで来ていただいているという情報も聞いております。本当にありがたいことですので、この点は了解をいたしました。

また、今議会初日の町長の行政報告の中でも、これからも多くの観光客に足を運んでもらえるよう取り組んでいくとのことでありまして、これからこの文教のまち佐川の大いなるにぎわいに期待をいたしまして、今定例会における私の一般質問を全て終わります。

どうも、ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、7番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで10時20分まで休憩します。

休憩 午前10時5分

再開 午前10時20分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、9番、坂本玲子さんの発言を許します。

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

おはようございます。

9 番議員の坂本玲子です。

通告にしたがい、質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず1 点目、学校教育について伺います。

先日、佐小、黒小の学校総研でヘレンケラーの観劇に招待いただきました。それを見に行ってきたして、子供たちに本物を見せること、こんな取り組みは素晴らしいなと思いました。

その劇の中で、サリバン先生が教育の目的は服従させることではない、みずから学ぶことで幸せになることだと言いました。子供たちに押し付けるのではなく、子供たちが自ら学びたいと思えるような気持ちを育てることこそが大切だと思いました。

それでは、学校教育佐川の現状について伺います。

教員勤務実態調査、平成 28 年度の調査ですが、の集計でも看過できない教師の勤務実態が明らかになりました。文部科学省では、教師のこれまでの働き方を見直し、教師の学ぶ時間を確保し、みずからの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めています。

2023 年文科省発表では、精神疾患で病気休職をした教職員数、6 千人台と過去最多を記録しており、教員採用試験倍率は低下し、各地で教員不足が起っています。

また、警視庁の統計では 2024 年中の自殺者における教員数は 73 名。2025 年 5 月 9 日衆議院文部科学委員会では、過去 9 年で小学校教員の過労死認定が、38 名であると明らかにされました。

一方、子供の側も困難を抱え、2023 年度小中学校の不登校児は 34 万人余りとなり、過去最多を更新し続けています。

教育長、こういった学校現場のひどい状況についてどのようにお考えでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、では坂本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、坂本議員が挙げられたことは全て事実でございます。私もそういう状況をですね、日々見聞きをしております。

従来、学校ではですね、子供たちのためにという考え方を最優先する中で、勤務時間外という概念が薄い職場文化が続いてきたことも否定はできません。その上に社会の変化もあり、教育に求められるものが一層高度化かつ複雑化し、教員の勤務は困難度が増し、勤務状況は一層厳しくなっております。

例えばですね、昔プログラミングという授業はなかったし、小学校での英語というものもなかったわけなんです。

時代の要請もありまして、肥大化する一方の教員の業務をスリム化、最適化することによりまして、本来業務に集中できる環境を整えながら、教職員の過酷な勤務状況を改善をしていくということは強く求められると考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

教員の過酷な勤務状況を改善するというのはもちろんですが、その目的は、子供たちの学びの場を守るためであることも、忘れないでいただきたいと思います。

佐川町でも、学校職員の働き方改革を進めていると思いますが、その進捗状況をお伺いします。

まず、部活動の地域移行はどうなっていますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

令和4年6月にスポーツ庁、同年8月に文化庁、それぞれの所管する運動部活動の地域移行に関する検討会議提言及び文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言から、部活動の地域移行を達成する目標時期について、令和5年度に休日の部活動の段階的地域移行を開始し、3年後の令和7年度末をめどとするとの提言がなされております。

佐川町では令和5年度、6年度と校長、PTA関係者、有識者で構成をした佐川町部活動あり方検討委員会を開催しまして、学習、検討してまいりましたが、地域に移行する場合の受け皿になる人材や組織が十分でないことから進んでおりません。

現在、会計年度任用職員として佐川中学校の柔道部の部活動指導員を任用しており、卓球部の指導員も募集しております。さらに尾川中学校のバレーボール部とソフトボール部の指導員の配置を希望しておりますが、引き受けてくだ

さる方がいないという状況がございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

土佐町では部活動を学校から切り離すのか、それとも維持するのか。そんな二項対立の議論で教職員を分断するのではなく、人格の完成を軸としたカリキュラムの抜本的な見直しと削減を政府に求める意見書を出しています。

佐川町だけでは難しいことと思いますが、部活動を含む教員全ての業務を、教員の時間内に収める取り組みが必要だと思います。

それについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

先ほども申し上げましたようにさまざまな教育に求められるものが増えている状況の中で、カリキュラムをどうするのかという問題もございますけれども、議員ご指摘の点がですね、その勤務時間の中で完結をするということは理想的なところなんですけれども、現実には教員の数を確保すると、それから今の状況ではですね、早番遅番を一遍にやっておるようなものです。

教員が実際に、私がですね、朝 7 時から教育委員会に座っております。そうすると前の道を中学校の教員が通って行って、つまり 7 時過ぎぐらいから働いておるわけですね。部活動やって帰りまして、8 時、9 時とこうなりますので、早番遅番を一遍にやっておるようなもの。とすると、これをシフト制にしてですね、あなた早番ですか、遅番ですかというなこともしていったりですね、さまざま、勤務形態も考えていくという辺りもありますので、課題を解決していくことがたくさんあるなというふうに思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

もちろん、今すぐ実行するのには課題があるということは私も認識をしております。

ところが国は給特法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律を作っておりまして、来年 1 月 1 日に改定する予定ですが、職員の処遇改善調整額を 4 % から 10 % に引き上げるという予定をしております。あくまで、残業代を支払わないと決めようとしています。

ゆとりを持って教育ができる環境を整えるのは国や教育委員会の務めです。労働時間に対してきちんと対価を支払わないのは不当です。

それを放置したまま、教職員の待遇や勤務状況の改善ができないのではないのでしょうか。また、地域移行を行ったクラブの方は、遠征費など保護者の負担が増えるのではという心配をしていました。

部活動の地域移行は時間的、金銭的負担のため、部活動を諦めざるをえない子供を出さない形でやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。先ほどもですね、佐川町ではなかなか地域移行というのは難しいなということを申し上げました。

国全体ですね、方向性というものは大事にしながらですね、これも以前に森委員からのご質問にお答えをしたのですけれども、慎重にやらないとなかなかいけないことだと思います。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

私はですね、教職員の基本は子供に寄り添い、子供とともに全人格的な成長を目指していくことだと思います。

ところが、研修や県への提出物が多すぎるのが問題の一つだと思っています。研修はできるだけ夏休みなどの長期休暇中に集中させ、県等への提出物はできるだけ少なくする必要があります。

教員の研修はどれくらいあり、いつ開催されるのかお伺いします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。今年度、県教委から課されております義務的な研修、これは出ないといけないというものです。

これがですね、学校内外で実施しますが、初任者の研修を始めとする年次の研修などの義務的な研修は、小学校教員で年間 71 件、中学校で 92 件あります。これは件数であって、例えば、佐川小学校のように新採用の教員が 2 名いれば、これにさらに 15 件増えるということになります。

これらの研修に出席する場合は、授業の補欠が必要となりまして、管理職や学級外の教員で対応しており、これも業務量の多さの要因となっております。

研修は年間通じて平日に行われております。さらに町教委が実施している研修もありますけれども、これ全員の研修が年間に3回、各担当レベルで5、6回というものですけれども、これは全員研修は午後、放課にしてやっておりますし、担当レベルもですね、放課後に4時ぐらいから短時間でやっているということです。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

研修は平日にやっているとのことですが、なぜ夏休みに行わないのでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。夏休みもですね、盆を中心とした学校閉庁日の1週間ほどを除いて実施をしております。

以前にですね、平成10年から20年にかけての10年間に、高知県全体で教育改革を進めたことがあります。その際にはですね、授業をやっているときには研修は原則入れないということをして、夏休みに集中するということを徹底しておりましたけれども、また増えてきまして実際、数は数えてないですけども、結局、夏休みだけでは対応できないということです。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

夏休みだけでは実施できないくらい研修が多いのですね。その研修に行く前後のレポートの提出も必要ですか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

研修の事前、事後のレポートなどの提出物が求められる研修が多くございます。特に年次の研修などは必ずそれがついております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

その事前、事後のレポートについては、いつ、それを作るのでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、この小学校の教員の場合は、ほとんどが担任をしておりますので、特に年次研修というのは担任をする前提でやってますので、朝から晩まで授業をしております。

放課後は、子供の対応をしたりしてますので、これなかなか時間内に勤務時間内に作成できずに時間外に作成しているという例を多く聞いております。

中学校の場合は、若干空いた時間もありますけれども、そこでどうなのかまでは聞いておりません。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

研修があるたびにですね、教師はレポートを出して、教頭はその穴埋めに回ると。本当に大変だと思います。

では、教育委員会等へのアンケートや提出文書はどれくらいあるのでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

令和 6 年度に小中学校に提出を求められた調査や報告の関係は、県教育委員会から年間 174 件です。

町教育委員会からは、これは学校管理規則に基づいておりますけれども、それが主で、県の補助事業や教育研究所関係合わせて年間 50 件程度です。

合計すると年間 220 から 230 となり、月平均 20 件程度になっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

すごく多いと思いますが、それはいつ、誰が、アンケートに答えたりするのでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

これはですね、いつは、勤務時間内であったり外であったりする。担任の場合はなかなか厳しいと思います。

誰がということにつきましては、教頭を中心に対応し、教頭が持っていない基礎的な資料は担任等が作成をするということです。それと尾川と黒岩の小学校の教頭は担任も兼ねておりますので、なかなか大変です。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

その2点を聞いただけでもですね、教職員が忙しいというのがよくわかります。

実は平成27年度の調査で、従事率50%以上の仕事で教頭、副校長、教諭が負担を感じているのはどの仕事か調査をしています。

資料は教頭、副校長の分もありましたが、あまり変わらないので教諭の資料を示しています。丸を入れているのがワースト3です。この表では見えにくいので、ワースト3を大きくしてみました。

それによりますと、負担感が一番高いのは、国や教育委員からの調査やアンケートへの対応となっており、約87%となっています。

2番目に負担率が高いのが、研修会や教育研究の事前レポートや報告書の策定。これ約71%。

3番目は、保護者、地域からの要望、苦情等への対応。これも約71%となっております。

研修会を減らしたり、調査を減らすことが教諭の負担軽減になるのですが、これを減らす方向での取り組みはできているでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。

町教委が実施いたします研修につきましては、回数を見直したり、趣旨が同じで対象とする階層が異なっているものは、合同として実施をするとかなどの工夫をしまして必要最小限にしまして、調査はですね、規則等で定めているものを中心に厳選し、可能なものは電子化し集計の労力をかけないと。タブレットなんかで使って、タブレットが一遍に集計してくれるというようなことをしてですね、工夫をして、その上で国、県以外の調査。これも莫大なものが来ま

すけど、大学です、研究者です、こういったものは一切、私の手元でお断りをして。こういう対応をしておりますけれども、県教委による研修や国、県の調査については減る様子は見えておりません。

それと先ほどの負担を感じて3つ目につきましては、去年の6月議会で齋藤議員からのご質問にお答えした中でも述べておりましたけども、保護者地域の皆さんへのですね、お付き合いの仕方といたしますか、若い教員も増えておりますので、家庭訪問の仕方から始まってですね、保護者の皆さんへの対応の仕方、声のかけ方、親の立場になってみたいものから始まって、苦情をいただいたときにはこうするんですよというようなマニュアルをですね、校長会と一緒に作ってですね、この4月から運用しておるということです。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

国を挙げて学校の働き方改革をやると国が言っているのに、国や県がそういうその案アンケートとか提出物は減らない、研修は減らない。こういう実態があるわけですから、国や県に対してきちんと改善するよう強く要望、要求すべきではありませんか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

誠にそのご指摘のとおりです。例年、さまざまな場面でですね、教育長会議なんかで何とかしてくださいというお願いはしておるんですけど、一層減っていく様子がございます。なお、議会でもこういうご意見をいただきましたということも添えてですね、強く要望してまいります。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

本当にですね、研修や調査などを減らすように、国や県にしっかり発信して改善していただきたいと思います。

次に、教職員の残業時間、在校時間は減っているでしょうか。

残業は月 45 時間以内、年 360 時間未満と決められています。それは守られているのか、お伺いします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

町立小中学校の教職員の時間外勤務の実態につきましては、県教委が導入しております校務支援システムというコンピューターのシステムで把握をしております。この把握している範囲で申し上げます。つまりコンピューターに入れなかったらわからんのですけど。

令和6年度にですね、97名教職員がおりまして、45時間以上の時間外勤務がひと月以上あるものが66名で約69%。3か月以上あるというものが58名で約60%。9か月以上あるものが32名で約33%。一般に過労死ラインとされる80時間前後または80時間を超える時間外が複数月あるものが13名で約13%です。

これが令和5年12月定例議会で齋藤議員からのご質問にお答えをしました令和4年度の状況と比較しますと、45時間以上の時間外が1か月あるというものの割合で9%、3か月以上あるものというものの割合が18%、9か月以上あるというものの割合が15%、80時間前後を超えているものの割合で3%、令和4年当時から増えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9番（坂本玲子君）

その減らない理由は、一体何なんでしょうか。

教職員の残業時間、在校時間は月45時間以内と決められているのに、60%の方がそれを守られてないと、そういう現実をどうお考えでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

この時間外勤務の主な内容はですね、教材研究など授業の準備に加え、家庭訪問など生徒指導の関係と保護者の対応。中学校ではこれに加え、放課後と休日の部活動指導や試合への引率が大きくを占めております。

これの状況の中でですね、さらに昨年度時間外が増加した原因を聞きましたら、若年教員が増えまして、この若年教員を指導、支援する時間が増加したということを挙げております。

校長会でもですね、スリム化、最適化っての毎月図っておって、さまざま努力をしておるわけです。7時になったら電気消すかね、みたいなことまで実は考えておるんですけど、なかなか効果が上がらなくて苦慮をしております。以

上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

小手先で残業時間を減らそうとしてもなかなか減らないっていうのが、それは仕事が多すぎるということだと思っています。

在校時間の計算では、休憩時間などを引いた時間となっております。労基法でいわれる休憩時間は、労働基準法第 34 条においては、使用者は労働時間が 6 時間を超える場合においては、少なくとも 45 分。8 時間を超える場合においては、少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならぬとされています。

休憩時間とは、単に作業に従事しない、いわゆる手待ち時間は含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間を指し、労働者に自由に利用させることが必要です。

そういった意味で休憩時間が、教師は休憩時間が取れていると思いますか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

一応、小中学校ともですね、規定の中に休憩時間というものは書いておるんですけども、実際はですね、給食の指導を試みたり、それから給食指導に当たっていない教員も保護者の対応を試みたり、さまざまやっております、休憩時間が取れていないんじゃないかというふうに思います。ただ個々にですので、1 人ずつどうでしたかと聞いてはいないんですけども、どうも休憩時間を取れていないんじゃないかなというふうに感じております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

それではですね、その取れてないということは、労基法違反の状況にあるということですか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。

先ほど申し上げましたけども、個々に実際にお一人、お一人がどうこうとい

うことはよう調べておりませんが、取れていないという状況を放置しておきますとですね、これは労働基準法違反ということになると思います。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

在校時間、残業時間は休憩を取れているとして計算していると思います。

実際の在校時間は、45 分掛ける 5 日掛ける 4 週間、15 時間。これは勤務している時間ですので、残業時間マックス 45 時間から 15 時間を引き 30 時間、書面的に 30 時間の在校時間があれば、もうマックスに達しているというふうにみなすべきですが、その 30 時間以上の在校時間の方はどれくらいの割合でいますか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

30 時間で計算をしますとですね、30 時間以上の時間外勤務が 1 か月以上あった教員、教職員は 72 名で 74%、3 か月以上あった教職員が 68 名で 70%、9 か月以上あった教職員は 55 名で 57%です。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

聞きますと、74%の人、4 人に 3 人が残業時間オーバーとなっています。

教師の責任は大きく、勤務状況は最悪、おまけに残業代は出ない。これでは教師になりたい人が少なくなるのは当然です。

これは国の施策が問題なのは明らかですが、佐川町で何かできることはないでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。

これはですね、先ほども申し上げましたけれども、にも重なりますが、令和元年以来ですね、学校業務のスリム化、最適化を施策に位置付けまして、土曜授業日を廃止しました。それから各校の運動会や陸上記録会を半日開催するなどして各行事を精選しました。

部活動のガイドラインをしっかりと守ってくださいねという確認をする。こういったことを進めまして、家庭との連絡用にメールの一斉送信システム「すぐー」を導入したり、それから職員会をペーパーレスにすると。電子黒板や校務用児童生徒用をタブレットを配布すると。町の関係する調査ではタブレットでの回答をします。それから人工知能型教材と、これ採点を機械がやってくれますけども、「ミライシード」を導入するなどのＩＣＴ技術の活用と。

それからＤＸ担当指導員を教育委員会に、この４月から配置しまして、ＩＣＴ関係での支援をします。特別支援教育支援員を配置すると。事務を中心に教員の業務を支援する校務支援員や、図書支援員などを配置する等々、可能な限りやっておるのですけれども、もうここから先はですね、本当に国、県の制度、リーダーシップをお願いをする必要があるかなと思っております。

さらにですね、先ほど申し上げましたけれども、生徒指導の業務や部活動、保護者対応に関する業務などについての心理的負担もありますので、こういった業務の軽減について地域、保護者のご理解とご協力をお願いする必要があります。そこでこの令和元年以来ＰＴＡ総会には必ず出させていただいてお願いをしていくとかして一生懸命働きかけておるということです。今後とも努力をしていきます。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

９番（坂本玲子君）

本当に佐川町では、さまざまな努力をされていると。

もともとの制度のたてりがなかなかよろしくないもので、なかなかその思うようには進まないということであると思いますが、佐川町でもできることもちょっとはあるかなと思って提案をしていきたいと思っています。それは授業時間を標準授業時間にしていってみたいということです。

標準授業時数以上に授業をしている余剰時間は佐川町ではどうなっているのでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

授業時数の余りというご質問でしたが、これは学習指導要領に示されておって標準でございます。各学校でですね、子供の実態学校運営の状況などを考慮しながら、年度当初に計画をすることです。

その計画を見ますとですね、必要に計画では大体、標準ちょっとぐらいでこ

ういっとるんですけども、学校はですね、台風とか感染症の流行で閉鎖するとかいう心配もしながら、時間があればあっただけ一生懸命学力をつけたいなという思いもあってですね、結局、年度の終わりになるとちょっと超過をしているということになります。

これも状況としては、令和5年の12月議会で齋藤議員からのご質問にお答えした状況からですね、そのときは、標準授業時数の2割を超えている学校があったということで、これは校長会を通じてご指導を申し上げまして、今年はですね、多い学級でも1割程度になっております。が、標準を大幅に超えるとされている7%を超えている学年がですね、小学校で半分。中学校でも半分ありますので、全体的に減少はしたけれども、やはり多いということになりますので、これはやはり、ご指導、ご助言申し上げるかなというふうに思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9番（坂本玲子君）

ではですね、今の状態を鑑みて、教職員は勤務時間内にどれだけ授業の準備をする時間があると思いますか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

先ほど申し上げましたけども小学校の教員は、ほぼ学級担任しておりまして、学級担任につきましては専科教員、例えば、音楽ですとか優先科の教員が授業している時間は除いて、基本的に1日、5単位から6単位時間、教室で授業しておりまして、午後4時頃になりますと放課後になると。そのあと個別の児童の対応しておったりしますので、授業の準備を勤務時間内にするのはなかなか困難かと思えます。

中学校教員の場合は、学級担任をしている教員で週当たりの授業時数は大体20時間程度ですので、1日に2時間程度の空き時間があり、この時間に学級の事務、採点、授業の準備をしております。

ただし、放課後や休日の部活動では時間外が大きくなるということです。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

そういった教員が授業準備の時間を取れない状況で学力向上は図れるのでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、厳しいと思います。

議員が最初にヘレンケラーのお話だったのですかね、をなさったと思いますけれども、子供たちがみずから学びに向かうと。学ぶことに喜びを感じるというような良質な授業を実施するためには、準備は当然必要で、十分な準備に基づく授業がトータルな意味での学力の向上のために必要であると考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

学校の働き方改革の目的は、冒頭でも述べましたが、教師の学ぶ時間を確保し、みずからの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることです。

文科省は平成 31 年通知で、標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは、教師の負担増加に直結するものだから、そういった教育課程の編成実施は行うべきではない。不測の事態で標準授業時数を下回っても、学校教育施行規則に反するものではない。と明言しています。

佐川町は以前よりは減っているものの、25 時間程度オーバーをしています。土佐町では今年度から、標準授業時数への余剰時数をゼロにしたと聞いています。

先ほど述べました研修や提出文書については、町独自ではいかんともしがたいことですが、授業時数は町独自あるいは学校で決められます。まずこれを実行してみてもいいのでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように標準という意味合いもありますので、それからこれは最終的には学校長の権限に属する部分ではあります。がですね、やはり今言われたようなことがありますので、引き続き指導、助言をしてまいりま

す。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

もう 1 点、保護者に対し、学校長が入学式などのときに、部活動や教職員多忙化の学校の現状について、また働き方改革についての説明をして理解を得ることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。私も校長をしておりましたので、そのあたりはよくわかります。

やはりですね、学校長は、学校と子供たちのことについては、最大限の責任、ほとんど無限とも言われるほどの責任を背負っておりますので、その立場からですね、やはり学校教育の現状、それとこう持って行きたいですということは率直に保護者の皆さんにも申し上げて、ご協力をいただかなくてはならないと思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

本当に佐川の教育委員会は頑張ってくれてると思いますが、やっぱり教職員が違法ともいえる働き方を強要され、残業代の支払いなし、休憩時間なし、持ち帰り仕事が多い、モンスターペアレントにより過剰な苦情や不当な要求、教員になりたい人が激減、病休者の増加、早期退職者の増加、何とかしなければなりません。

佐川町の教育委員会では、さまざまな努力をしてくれているというのが教育長の発言でよくわかりました。町の努力だけではいかんともしがたい部分が多くあります。しかし、子供たちが楽しく学び、みずから学びたいという気持ちを育てることが大切です。

まずはカリキュラムを見直し、ゆとりを持って効果的な授業ができる環境を作っていただきたい。

国、県へのアンケート等の提出物を減らすこと。研修を少なくし夏休みに行うことで子供と向き合う時間を保障すること。休憩時間をきちっととれる体制を作ること。これらは町だけでは難しいと思いますので、実現に向けて、市町村教育委員会が力を合わせて、県や国に働きかけていただきたいと思います。

町独自でできること、授業の準備がとれるように、授業時間をできるだけ標

準授業時間にしていくことを実現していただきたいと思いますが、教育長のお考えをお伺いします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。

国に直接申し上げることはなかなかないんですけど、県にはより一層しっかりとお願いをしてまいります。

その授業時数につきましては先ほど申し上げましたとおり、校長のほうにですね、しっかり指導をしておきます。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

はい、ありがとうございました。

ぜひですね、本当にみんなが思ってることなので、やっぱり原点から変えていけないとなかなかよくならないと思いますので、ぜひ国や県にそういうことを伝えていって、改善するようにしていただきたいと思います。

それでは、2 問目の質問に移ります。

高北病院についてお伺いします。

全国公私病院連盟が昨年 6 月を対象とした病院運営実態分析調査、これには 812 病院が回答しておりますが、その内容を今年 3 月に発表しました。100 床当たりの総収益から総費用を引くと 2,221 万 9 千円の赤字、赤字病院の割合は 80.1%で、前年比 3.2%増となっています。

高北病院は地域包括ケアシステムの拠点病院となっています。国は地域ケアシステムは概ね 30 分以内に、必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定しています。

仁淀川流域には、公的な病院は高北病院、仁淀病院、土佐市民病院があります。仁淀川流域の住民にとって、例えば仁淀川町の方にとって、30 分以内の公的病院は高北病院だけです。また高北病院は災害救護病院としても位置付けられています。

一旦災害が起これば、身近に救護病院がある必要性は、皆さん思うところです。私たち町民は高北病院の存在をととても大切に思っています。

そこで気になるのが高北病院の経営はどうなっているかということです。平成 6 年度、まだ決算は出ていませんが、経営状態はどうなっているのかお伺いします。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

おはようございます。坂本議員のご質問にお答えいたします。

病院経営につきまして、全国の状況をですね、ご説明いただきましたが、私のほうも確認しましたところ、医業の利益で見ますと、赤字の病院の割合は約7割と言われております。

当院も全国的な状況と同様でございます。令和6年度の決算処理では、当初予算よりも赤字が大きくなり、1億円あまりの純損失となりました。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9番（坂本玲子君）

その赤字の原因は何でしょうか。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

はい、お答えいたします。

佐川町病院事業につきましては、令和6年度決算が増えた原因ですけれども、医業収益の減少と医業費用の増大が大きな要因でございます。

病院事業の中心となります医業収益につきましては、令和5年度でコロナ関連補助金はなくなりまして、令和6年度の診療報酬もございました。その診療報酬につきましては、改定がなかなか厳しくありました上、さらに外来患者、入院患者とも減少しており、医業収益が減少しております。

反対に医業費用につきましては、ここ最近のエネルギー価格や物価高騰による電気料金や材料費の増、さらに昨今の給与費上昇による増が、委託費等も含めた事業費用全体の増につながっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9番（坂本玲子君）

人勧による人件費高騰、これが大体5千万ぐらいたと聞いております。

公立病院ですから、人事院勧告にはしたがう必要がありますので、少なくともその部分の赤字は診療報酬を上げて対応していただきたいと思います。国の対応はいかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

お答えいたします。

診療報酬につきましては、2年ごとに改定がございまして、直近では6年度改定がございました。

先ほど申しましたように、全国的に7割の病院がですね、赤字と聞いておりまして、それは公立病院も同様でございます。

公益社団法人全国自治体病院協議会は、国に対しまして、公立病院の運営の確保を訴えておりまして、診療報酬中間年改定の要望を提出しているとお聞きしております。

また、政府が6月6日に経済財政運営と改革の基本方針2025、いわゆる骨太の方針2025の、原案をまとめておりますが、その骨子案を見ますと、物価上昇を上回る賃上げの普及定着が柱の1つに掲げられておりまして、公定価格の引き上げを含むと明記されていると聞いておりますので、診療報酬や介護報酬が見直されると期待しております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9番（坂本玲子君）

本当にぜひ早くですね、そういう診療報酬の改定をやっていただきたいんですが、早く改定しなければ本当に病院がプツプツと潰れるというふうな状況になるんじゃないかと思って心配をしております。

その報道ではですね、本当に治療材料の価格が上がっています。治療材料だけじゃなくて、医療機器の購入、設備の維持や更新、入院給食の材料費や清掃の委託料、日常の諸経費が上がっています。水道光熱費の値上げも相当大きいと聞いています。しかし命を守るために必要な経費ですので、節約するわけにはいかないと。さらに重くのしにかかるのが消費税ということが載っております。

それを打開するためには何が必要でしょうか。まず、先ほど言われたような公定価格である診療報酬の引き上げ、診療報酬の抜本的な体系見直しを行うことも必要です。

そこでですね、佐川町には私立の病院もありますが、その経営状況はどんなになっているか把握されておりますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

お答えいたします。

民間病院につきましては、正確な情報がございませんが、当院と同じような状況ではないかなと思っております。

また、私が知人のお医者さん等に聞きましたところ、開業とかを検討してた医師もですね、なかなか厳しくなってるので、開業を延期したというようなところも聞いておりますので、医業を取り巻く状況はですね、厳しいものと思われます。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

医療・介護・障害福祉サービス等は公定価格によって定められていますので、物価高騰や賃上げを適時価格に転嫁できない仕組みとなっています。公費による賃上げ支援策、物価高騰に見合った支援策が必要だと思います。

国は令和6年度補正予算における重点支援地方交付金や、令和7年度から入院時の食費基準額の引き上げなどの措置が講じられていますが、それではまだ十分ではありません。

重点支援地方交付金の推奨事業には、医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援が入っています。では、佐川町の医療機関に対しては、物価高騰対策支援はあるのでしょうか。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

坂本議員のご質問にお答えいたします。

これまで物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用しての佐川町内への病院、診療所への支援は行ったことはございません。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

佐川の公立病院には出してはいないということですね。

日本医師会・6病院団体合同声明では、社会保障予算の目安対応の廃止を訴えています。それは高齢化の範囲外の伸びは認めないという財政フレームを外せという要求です。もう1点、診療報酬等については、賃金、物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組みの導入を求めています。

全国市長会も3月17日、緊急要望を出しています。物価高騰が経営に甚大

な影響を及ぼしている。緊急に十分な財政支援を行うこと。地域で持続可能な医療の提供体制を維持するため、社会経済状態に応じて改定期を待たずに必要な見直しを行う仕組みを導入するよう要望しています。

そんな中、この重点支援交付金は市町村と県に分配され、県では医療政策課が私立の病院には物価高騰分の補助金を出すようですが、公立病院には出しません。県は公立病院には佐川町の分配分の中で出すのが相当だと思っています。

佐川町で重点支援交付金の配分で高北病院にも出す必要があると思いますが、その点についていかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど言われました物価高騰重点支援地方創生臨時交付金につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を行う事業となっております。

坂本議員のご質問にありましており、高知県では光熱費、食糧費等、高騰分の経費の一部を支援する目的で高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金を公立病院以外の医療施設に対しまして支給すると伺っております。

高北病院に対しましては、公立病院であるためこの給付金の対象とはなりません。他の医療機関と同様に、光熱費や食糧費、食材料費等の物価高騰の影響を受けていることは間違いございません。高知県の高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金の支給基準額と同程度の支援が必要であるとは考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

必要だと思いますということで、今後、出すという意味でしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

再度、お答えをさせていただきます。

もちろん必要ではあると思いますが、なかなか公立病院に対しましては、国からの地方交付税による財政措置がありまして、総務省自治財政局長通知による繰出基準について、一般会計からは繰り出しをしている状況でございます。佐川町においても高北病院に対してその基準内で一般会計から繰り出し

を行っております。

高北病院の経営については、先ほどから厳しい状況であるのご説明をさせていただいておりますが、事務局長の説明もありましたが全国的に医療機関は7割が赤字ということでございます。

令和6年度末の時点で本当に十分な資金を有している状況であり、現状でたちまち債務超過とか資金ショートすることはございませんが、昨今の社会状況を含めまして人口減少による患者数の減、また人件費増などによりまして病院の経営だけでは事業収支が大きく好転することは厳しいとは考えております。

当初予算では赤字を見込んでおりますので、病院事業としては可能な限り経営努力を続けていかざるをえないと考えております。

適切な時期には、町としまして病院の運営や経営について支援の検討が必要ではないかと考えておりますので、一応、ご理解をお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9番（坂本玲子君）

病院はですね、本当に電気料だけを考えても、公共の施設の中で一番多いと言われています。ところが、独立採算制をとってやっていますので、やっぱりその物価高騰に対して手厚い支援が必要と考えています。

仁淀病院ではですね、かなり赤字になって法定外繰り入れをしていると聞いています。本来は国が早急に診療報酬改定を行うのが一番だと思います。

しかし、それが実施されないまま高北病院の赤字が膨らんでいます。1年で1億の赤字を出せば、余剰金は数年でなくなります。病院の責任で経営が成り立たなくなった場合と今回の状況は違います。国の人事院勧告での人件費の赤字、これ5千万もですが、これは病院の努力ではいかんともしがたい内容ではないかと。

少なくとも国の診療報酬改定が行われるまでの期間、そういった人件費補助を佐川町独自で出していただきたいし、また、物価高騰に係る対策の支援金ですよね。これもやっぱり私立には出すけど公立は出さないというのはいかななものかなと。

私立は人件費を人事院勧告にしたがう必要がありませんので、その分の赤字はほとんどないわけですよね。それなのに物価高騰の部分は出すわけですので、ぜひですね高北病院にもですね、そういう人件費の補助とか物価高騰対策支援金を出していただきたいと再度お願いしますが、いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えをさせていただきます。

本当に病院の経営というのは、本当に厳しい状況が続いておりまして、やはり事務局長とですね、医師の確保にも年に2回ぐらい医大のほうにも行かしていただいて、先生を派遣してくださいというお願いをしております。

やはり患者さんが増えてですね、経営が安定していくということが一番、地方のこういった病院には必要なことだと思っております。これ以上ですね、やはり赤字が続いていくとですね、先ほど言いましたように基金もですね、減ってくるような状況でございますので、その辺はしっかりと病院の運営協議会とも協議をしながらですね、慎重に対応してまいりたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

本当にですね、構造的な問題、公立であるがゆえのマイナス点があると思いますので、事務局長さんもかなり頑張って一生懸命やってくれているとは思いますが、そういう意味では、やっぱり考えなきゃいけない問題ではないかなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、病院の給食問題について伺います。

最近ですね、広域の一部の特別養護老人ホームが給食調理員の確保ができないということで、委託することになりました。ところが1年も経たないうちに、委託業者が人員不足で現場での調理ができないということで、冷凍に変更すると言ってきました。組合当局は委託をすれば大丈夫だと言っていたにもかかわらずです。

高北病院でも委託になっています。プロポーザルをして決めたと聞いておりますが、その時の委託に当たり条件をつけていると思いますが、それのご説明をお願いします。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

お答えいたします。

病院給食につきましては、入院患者に対する給食業務の趣旨を認識し、疾病治療あるいは療養上の効果を高めるため、必要な栄養の補給を安全で衛生的な

食事として提供することを目的としておりまして、委託業務の遂行に関する必要事項を定めております。

具体的には、病院給食の委託業務につきまして、業務実施体制、栄養管理、調理作業管理、給食材料の調達を含む在庫管理、施設管理、業務管理、衛生管理、労働安全管理、そして地産地消の推進に関する内容など、さまざまなことをうたっております。

また、業者選定は先ほど議員からご紹介いただきましたように、公募型のプロポーザルで実施しており、安定的に人材確保ができ、また厨房で調理し提供するクックサーブが可能な人員体制を条件にしております。

さらには、委託業者とは協議する場も設けながら社会情勢にも配慮し、安定的な運営について工夫を重ねております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

以前、このことについては私も質問をしました。そのときに、例えば、地場産食材、重量ベースで半分以上とすること。それから、その災害食中毒等の発生時対応やバックアップ体制をきちっと条件の中に入れておりました。

その時に、平成3年6月の議会でも病院給食の件で質問をしておりまして、その時、食材の地場産の食材が50%以上になっているか、とお聞きしましたときに、4月の実績で44.3%で、契約どおりにはなっていないと。改善するよう業者と話し合うとのことでした。

現時点での地場産食材50%以上は守られているのか、また患者さんの食に対する感想はどうかお伺いします。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

お答えいたします。

当院の給食材料につきましては、高知県関連施設における地域食材使用促進方針に基づきまして、高知県の推進する地産地消に協力し、使用する食材の調達にあたっては、可能な限り高知県産を優先し、調達することとしております。

食材費の高騰などもありまして、地産地消率をアップさせることは非常に厳しい状況でございますが、業務委託を開始いたしました令和4年度以降、地産地消率は70%以上をですね、キープしておりまして、令和6年度もですね、74%ほどの地産地消率でございました。

しかしながら現状、今般の社会情勢や患者ニーズへの対応が難しくなっ

ているのも事実でございますので、今後、病院給食といたしまして、さらに栄養やコストの工夫をですね、していくしかないと思っております。

また佐川町ですね、当院の人員につきましては、人員の不足はございませんことを追加いたします。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

病院給食の評判はどうですか。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

失礼しました。

給食の評判ということでございますが、当院では摂食可能な入院患者さんに原則的に年 1 回ほどの嗜好調査を行っております。

また日頃から病棟や老健施設へ当院の管理栄養士が巡回いたしまして、食事の味や固さなど聞き取りも行っており、可能な限り患者さんの食形態に合わせていくことに努めております。

また、院内におきましても、食事の情報や患者さんの声を院長等に報告いたしまして、病院として改善等にも取り組んでおります。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

改善をされてるということはわかりましたが、今の患者さんが食べてどう思ってるかっていうのはいかがですか。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

はい。先日患者さんですね、お声を管理栄養士のほうが直接聞いて、こんなにおいしいご飯を食べたことはなかったというようなことをですね、言っていただいたと聞いております。

これが全てではないと思いますけれども、少しでもそういった感想をいただけるということがですね、我々の励みにもなりますし、適切な給食の提供にもつながっていくとまいりますので、今後もこういったことを続けてまいりたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

お聞きしましたところ、県内産が 70%以上ということで本当に頑張ってくれてるなど。そういう地場産を多用することで地域の経済を回せるようになりますし、また安全な食材を使うということにもなると思いますので、これからもその方向で頑張っていきたいと思います。

また災害時など、いざというときできないでは困ります。よりよい給食が継続できますよう、しっかり指導監督していただきたいと。本当に食は命ですので、食べることから人間は生きる力をもらいますので、給食をこれからも大切にしながら、よりよい給食ができる環境づくりをしていっていただきたいと思っています。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で 9 番、坂本玲子さんの一般質問を終わります。

ここで食事のため、1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5 番、橋元陽一君の発言を許します。

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

5 番議員の橋元陽一でございます。

通告にしたがいまして、質問してまいります。よろしくお願いいたします。

最初に、第 6 次総合計画に関わって、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略、第 3 期教育振興計画、また、第 3 期子ども・子育て支援計画と重ねながら質問をしてまいりたいと思います。

6 月 4 日、厚生労働省の人口動態統計が報告され、翌 5 日付の高知新聞でも、県出生児数最小 3,108 人、自然減最大 8,331 人との見出しで報道されたところであります。2024 年の日本全国の出生率も最低となる中、県内の人口動態に影響するさまざまな要因となる事案の数値も掲載されております。

佐川町におきまして、この 50 年間を 10 年ごとに区切り、まちづくり総合

計画を立て、取り組みを進めてきています。今期 10 年間ににおいても、人口減少を基軸にして、5 年間ごとに、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、まちづくりのさまざまな施策について数値目標を立てて事業を展開してきております。

また、それらの取り組みを前提としながら、健康福祉課による子ども・子育て支援計画や、教育委員会による教育振興計画が策定をされ、それぞれの分野で実行されてきておるところであります。この件に関わりまして、昨年の 12 月議会、今年の 3 月議会に続きまして、第 6 次まちづくり総合計画と第 3 期総合戦略の策定に向け、質問と見解を求めています。

第 5 次総合計画並びに第 2 期総合戦略の中で、2040 年に人口置換水準 2.07 が上昇すると仮定して 5,576 人。これをベースに維持されていくと、2060 年には 6,236 人になると推計しております。

さらに、人口移動が全くなくなるシミュレーションとして、2060 年には 8,767 人になると推計をしているところであります。佐川町として、この推計は何を根拠にして推計されたのか説明を求めています。

また、耳慣れない人口置換水準、この言葉は何を表す数値なのかも含めて説明いただけたらというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

はい、橋元議員のご質問にお答えいたします。

佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の際の人口推計に当たりましては、内閣府の地方人口ビジョンの策定のための手引きをもとに、高知県と足並みをそろえた自然増減に関する過程と社会増減に関する過程を設定し、シミュレーションを行っております。

なお、人口置換水準とは、人口を一定に保つために必要な合計特殊出生率であり、この水準を下回ると少子化が進行し人口減少につながります。現在の日本では、この水準は 2.07 程度とされております。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。耳慣れない人口置換水準という統計学的で使われる言葉であると思います。なかなか難解な言葉でもあります。

この政府が示した数値を目標にしながら、今期の第 5 次総合計画策定のときに、年齢三区分別人口の推移の中で、2015 年から 2060 年の間で年少人口割合、

15 歳未満になると思いますが、減少から増加に変化していくと推計しております。この増加に転じていく根拠としては、具体的に町としても検討されたことがあるのかなのか。この間進めた、また進めてこられた施策等についての分析が行われているのか。特徴的な事例を挙げて説明いただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えします。

現総合計画の年齢三区分別人口の推移や、第 2 期佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の年齢三区分の人口推移は、2040 年までに合計特殊出生率を、人口置換水準の 2.07 まで上昇すると仮定し、さらに人口の移動が全くなかったと仮定した場合、15 歳未満の年少人口割合は増加に転じるシミュレーションとなっており、第 2 期総合戦略では、国の移住に関する調査や佐川町在住者、佐川高校在学者の約 55%が県内での進学、就職を希望していることなど、佐川町の地理的条件の優位性や地域おこし協力隊の積極的な活用により、若い世代の移住者が増加が図ることができるという展望から、合計特殊出生率を 2025 年に 1.7、2030 年に 1.8、2035 年に 1.9、2040 年に 2.07、2045 年からは 2.1 に上げるという出生に関する過程と、町独自の施策による移動数を加味した数値を人口移動として仮定した場合、15 歳未満の年少人口割合は 2030 年に増加に転じる人口展望となっております。

この人口展望を実現すべく、総合計画審議会やまち・ひと・しごと創生推進会議等でも協議を行い、4 つの基本目標を掲げ取り組んでおります。

基本目標 1 は、地産地消を中心に魅力のある仕事を作る。

基本目標 2 は、ふるさと愛を醸成するとともに、新しい人の流れを作る。

基本目標 3 は、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる。

基本目標 4 は、小さな拠点を中心として、地域の暮らしを守る。というような基本目標を掲げております。

年少人口の増加に関わる施策としましては、基本目標 2 の、ふるさと愛を醸成するとともに、新しい人の流れを作るの移住者向け体制の充実や情報発信の強化、移住者の仕事づくりなど、基本目標の 3 の若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるでは、子育てしやすいまちの推進やファミリーサポートセンター事業などが直接関わってまいります。基本目標 1 の地産外消を中心に魅力のある仕事を作るや、基本目標 4 の小さな拠点を中心として、地域の暮らしを守るについても密接に関わってくるものと考えます。

施策の効果の分析につきましては、現在、次期総合戦略を策定するにあたり、

現計画の振り返りを行っているところです。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。

推計に基づいて町内の施策をですね、4つの目標を立てて、それぞれの分野で目標も設定をして取り組まれてきていると。なかなか厳しい事業でもあるかと思うんですけども、ぜひそうした視点を大事にしながら進めていただきたいというふうに思います。

また、この年齢三区分別人口の推移の中で、先ほどの回答と重なる部分あるかと思えますけども、2015年から2060年の間で生産年齢人口割合が同じように減少から増加に変化していくと推計をされてるところであります。

先ほどと重なる部分もあるかと思うんですけど、大まかな根拠というか、根拠や施策の効果についてで構いませんので、特徴的な事例で説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えします。

生産年齢人口につきましても、先ほど説明させていただきました人口展望では、時間はかかりますが2050年に増加へ転じる人口展望となっており、この人口展望を実現すべく4つの基本目標に基づき、仕事の創出や農業の振興、ふるさと愛の醸成など、各施策に取り組んでいるところです。

効果につきましても、先ほど説明しましたとおり、現在振り返りを行っているところです。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。

そうした現時点で町として推計されてきている人口動態を確保、維持していくためのまちづくりの具体策、第2期が終わり、第3期まち・ひと・しごと総合戦略として計画に入ってくると思うんですけども、その計画づくりについてのおよその概要といたしますか、をご説明いただけたらというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えします。

第3期の総合戦略につきましても、人口ビジョンに関する情報を盛り込んだ上で、その目標を達成するための具体的な施策を展開していく予定としております。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

はい。その、まち・ひと・しごと総合戦略の人口動態の分析の中で、1977年から2018年の40年間の自然増減と社会増減の動向を表すグラフ。また、35年間の年齢階級別の社会増減を表すグラフ等が掲載されているところであります。

こうした町内の社会増減の年代別、男女別、職業別、転出入の理由などの分析について、さきの議会の質問で、国税調査等のデータでも分析できるものもあるのではないかというような回答も出ているところであります。

もし、こうしたデータを分析されて、何かこう明らかになってること等あれば説明していただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えいたします。

社会増減につきまして、令和2年度の国勢調査のデータでは、令和2年まで佐川町に在住している5年前からの転入者は1,137人。うち男性536人、女性601人で、5年前に佐川町に在住していた令和2年時点の転出者は940人。うち男性431人、女性509人となっております。

転入を年代別に見ますと、最も多い年代は30歳から40歳125人。うち男性57人、女性68人で、続いて35歳から39歳120人。続いて25歳から29歳の97人となっております。

転出を年代別に見ますと、最も多い年代は20歳から24歳177人。うち男性82人、女性95人で、続いて25歳から29歳123人。続いて15歳から19歳の113人となっております。

転出につきましては、高校卒業後の進学、就職の時期や大学卒業後の時期や30歳以下で多くなっており、転入につきましては30代が多く、20代後半が続く形となっております。一度転出した後、数年して佐川町に帰ってきている可能性も考えられます。

また、その転出入の多い年代では男性より女性が多い傾向にあり、女性の転出で3番目に多い年代は30歳から34歳の64人となっております。これは結婚による転出の可能性も考えられます。なお、職業別や転出入の理由については把握できておりません。

次期総合戦略におきましても、この集計結果から転出入の多い世代への働きかけや事業を積極的に行いながら、人口減少対策、地方創生に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

はい。国勢調査の分析で、かなり関心が強く持てるようなまちづくりに向けてですね、関心の強く持てるような分析も、データが明らかになってきたのではないかなというふうにも捉えているところでもあります。

佐川町の魅力が、この社会増減の分析をすることで、まちづくりの政策をクローズアップもできていくんじゃないかなという思いも持っているところでもあります。

ただ、子供の出生数と人口動態の変化には、30年を超えるようなタイムラグがあります。この人口減少対策を検討していく上でも、極めてそのことが難しい面につながっていることだというふうに思っているところでもあります。

人口減少をストップする施策ではなくて、佐川町に住みたい、住み続けたいという思う町民の皆さんの思いが実現するような、可能となるようなまちづくりの政策をぜひ次の計画の中にも組み込んで、行政の専門家集団として、さまざまな事業も展開していただきたいというふうに思っているところでもあります。

そして続きまして、こうしたまちづくりの取り組みの一環として、町内のゼロ歳から18歳までの子供たちの成長を支援する保育、教育の条件整備に関わって質問してまいりたいと思います。

まず、保育園に関わる問題であります。

町内保育園児の子供の人数の動向を踏まえ、今年3月に策定された第3期子ども・子育て支援計画で、教育・保育の提供区域に関わって、現行の1区域を継続するとしてあります。こうしたことに関わりまして、概略の説明をいただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この第3期子ども・子育て支援事業計画、これのですね、教育・保育の提供区域。こちらにつきましてご説明をさせていただきます。

この提供区域といいますのは、これは市町村が定めるものとなっております、佐川町で言いますと保育園、こちらのですね、提供、それから地域の子ども・子育て支援事業の提供体制、これを確保するための地理的な単位ということになっています。第3期計画の中で基本的な考え方を示しております。

まず1つ目に、国の基本指針における区域設定の考え方。これは人口規模等になりますが、それと施設整備の状況等から、本町の教育保育提供区域については、1つとして町全体とする案、1区域とする案。それから中学校区の積み上げとする3区域の案。2つが考えられるというふうにしております。その上で、結論といたしましては現行もそうですけれども、1区域を継続するとしておりますが、それを1区域を継続することとした理由をいくつか述べております。

まず、本町は人口や地理的条件から見て、比較的コンパクトな小規模自治体であることを踏まえた上で、4点挙げさせていただきます。

まず1つ目、1区域であれば、勤務先など保護者の都合に合わせた保育所の選定が可能であり、利用者の選択範囲が広がること。

2つ目に、中学校区別等に区分けした場合は、量の見込みの算出、これは需給計画と言いますが、それが人口規模的に困難であるということ。

3つ目に、今後の少子化の動向等によっては、保育所の統廃合を検討する必要があること。

4つ目、加えて現在もですね、保育所の通所区域は設定をしていないということ。

これらの点を踏まえまして、第3期計画における教育・保育の提供区域については、現行の区域を継続することとしております。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。

町内で子育て世帯が子育てと就労を両立させていくために、町として続けてきた施策を引き続き、当面、続けていくという回答であったというふうに思います。

3月議会でも、現段階では保育園の統廃合については、検討する段階ではないというふうに、見解も確認させていただいてますので、引き続き、町内で子育てをする世代が子育てしやすい、住みやすいまちづくりの一環として、第3

期の子育て支援計画も立てられていくのかなというふうに捉えていきたいというふうに思います。

続きまして、小中学校の条件整備に関わってであります。

第3期佐川町教育振興計画では、さかわ未来学を基軸とした教育目標、内容が提示をされているところであります。佐川ならではの教育を実現していく上で、町内の小中学校に通う子供たちの人数の動向を踏まえ、町内の小学校、中学校、これからの存続について、現時点で教育委員会として議論、検討されていることがあるのかなのか。あれば、具体的に説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、橋元議員のご質問にお答えをいたします。

町立の小学校の児童数は令和7年度に464名ですが、推計によりますと13年度に309名と、中学校では令和7年度に226名である生徒数が、令和13年度には173名となる見込みで減少傾向にあります。

町教育委員会といたしましては、町立小中学校の学校再編につきましては、学校規模の適正化は目指しますけれども、地元からの要請がない限りは実施をしないとしてあります。

したがって、教育委員会では存続について取り立てての議論はしておりません。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

はい。教育委員会としては、保育園も同様に、現時点では統廃合等ですね、検討はしていないということであります。

ただ、子供の数が減っていく状況は変わりはないのかなと。どの時点でどういうふうな対応を求めているのか、ぜひ、また町民参加で議論できる場もぜひ検討していただきたいなというふうに思うところでもあります。

そして、教育委員会の管轄外にはなるかと思うんですけども、隣に存在してまず組合立の加茂小中学校につきまして、佐川町と日高村の通学区にある子供の人数の動向を踏まえて、これからの加茂小中学校の存続のあり方について、どのような組織で検討されていくのか、教育長として把握されることがあれば、説明をいただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

加茂小学校と中学校につきましては、所管が学校組合となっております。検討するとすれば、両校のPTAや学校運営協議会で議論がされ、その上で学校組合議会で協議されることになると思います。以上です。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

橋元議員のご質問にお答えします。

私が加茂小中学校の組合の組合長を務めさせていただいておりますので、先ほど教育長のほうからお答えがありましたが、まだ現在ですね、存続のあり方について検討している状況ではありません。

そういった教育長が答えていただきましたようにですね、もしそういったことを検討するということであれば、日高村、佐川町両方の組合の議会の方々とか、PTA、そしてそれに関連する組織の方々ともしっかりと協議をしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。組合長も町長が兼ねていらっしゃるということですので、ぜひ住民の声をしっかり受けとめて議論を進めていただきたいというふうに思います。

さて、先月、議会総務文教委員会として、佐川町教育研究所にお伺いをし、教育に関わるさまざまな専門分野に携わる 12 名でしたでしょうか、スタッフの皆さんが町内の子供たちの保育・教育の一翼を担って、子供たちの人間的成長、学びの支援を保護者や保育士、小中学校教員と提携して活動されていることを知り、感銘を覚えたところであります。同時に、佐川町の教育研究所として、保育所、学校現場を支える、保育・教育支援のあり方について、その専門担当の方々が、研究、研修もされていることも学んだところであります。すごいなというふうに思いました。

この佐川町の本当に大事な教育研究所についてですけども、第 6 期まちづくり総合計画、第 3 期の教育振興計画を進めていく上ですね、教育研究所の果たされている活動とか事業、極めて重要であることを認識した上で、この計画の中にどのように位置付けられているのか。また教育研究所としてはどういう

責務を担うのか。現段階での状況で構いませんので教育長の概略的な説明を求めたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

佐川町教育研究所は平成 30 年度の設置以来、不登校・学力向上・ふるさと教育の 3 つを中心とした学校教育の課題を解決するために、さかわ未来学を核とする教育施策の企画、立案、進行管理と教育に関する手法の導入、教材の開発、児童生徒や保護者の支援などの業務を行っております。

これらは第 5 次佐川町総合計画の教育分野の方針、文教のまちを確実に継承し、未来を担う創造性に溢れ地域を愛する人材を地域ぐるみで育てると。これに基づきまして、令和 4 年度から 8 年度までの 5 か年の具体的施策を示した第 3 期佐川町教育振興基本計画と同計画によっております。行動計画に具体的にですね、取り組みと目指す指標等を書いてありまして、それにしたがってやっておるということです。

責務といたしましては、教育施策を企画、立案、進行管理しまして、これを確かなものとして、総合計画とそれに基づく教育振興基本計画の目指すところを具体化し、確かな成果につなげていることとなっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。教育研究所の存在、町民や町内の子供たちにとっては極めて重要な役割、責務を担っている組織だなというふうに思っているところです。

12 名のスタッフの皆さん、それぞれがそれぞれの分野、専門的な分野を活かしてですね、しっかりと町内の子供たち、ゼロ歳から 18 歳までになるんでしょうか、向き合っていただきたいなというふうに思うところであります。

こうした中で、先日前伺いしたときに、こういうパンフレットもいただきました。「できることからはじめよう、食べて動いてよく寝よう！」教育研究所に位置付けられております子供の生活リズム向上プロジェクト推進委員会が作成、発行されたパンフレットであります。

こうしたこのパンフレットの活用に関わって、保護者や保育現場、学校現場からどのような反応があるのか、どのように現場では活用されているのか。保護者の間でも何か活用されてる事例等があれば、ご説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

ご指摘のパンフレットは令和5年度末に作成しまして、睡眠・運動・栄養の大切さを伝え、具体的な取り組みを提案した内容のものです。

これは、健康福祉課の所管していただいております乳幼児健診の際に配布し、啓発に活用したり、保育所・園で教育研究所の指導員が親子触れ合い体操の実技指導する際や、小中学校の保健体育の授業で、日頃から生活リズムを整えることの大切さを伝える際に活用をしております。

この取り組みによりまして、昨年度から運動遊びや親子触れ合い体操に取り組む保育所・園や小学校が増えてきておりまして、子供たちが友達同士で楽しく関わる姿を見られるなどの成果が報告されております。

中学校では、生活リズム改善に向けた授業を受けた子供たちがそれぞれの生活を見直す様子も見られております。また、子供たちや保護者向けの生活リズム改善についての講話をして欲しいという要請も増えてきております。

さらにこのリーフレット、パンフレットですか、これを作成しました生活リズム向上プロジェクトに参加している保護者の方から、メディア使用を含め子供たちの生活リズム改善の取り組みが始まり、成果についての報告がされるようになってきております。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

はい。非常に子供の成長、特に就学前の子供の成長にとっては、食べる・動く・遊ぶ・寝るっていう、このことは人間の成長の土台を作る部分でもあるかと思います。

非常に大事な提起をされて、町内でもしっかり受けとめられて実践をされているというふうに捉えていいのかなというふうに思うところであります。また広報にもですね、6月号にはナンバーツーが掲載されています。

ぜひこうしたパンフレットの中身に関わって、町民皆さんに、また子育て真っ最中の世代の方々にしっかり届くように、ただでも引き続き行っていただきたいというふうに思うところです。

さて、この議場でもさまざまな質問が出てきておりますけども、今、子供たちがメディア漬けになってきているという状況で、子供たちの発達に、あるいは脳の発達にも重大な影響を及ぼすんじゃないかという研究者の指摘も最近増

えてきているところであります。

オーストラリアでは、16歳未満の子供たちのスマホの利用を、国が制限をするようになったというふうにも報道されているところであります。デジタル社会が急速に進む中で、私自身もようついていけないスピードでもあります。こうしたデジタル情報機器が、子供の成長に及ぼす影響を十分に解明されないまま、情報収集、人間関係をつなぐツールなど、子供たちの周りで目まぐるしく変化しているところであります。そういう状況だからこそ、こうしたパンフレットで提供されている、本当に基本的な食べる、遊ぶ、寝るというこうしたリズムをしっかりと子供たちが成長の過程で身につけていくことができるように支援をしていただきたい。そのために、このパンフレットも大いに活用していただきたいと思うところであります。

引き続きまして、高校の教育条件整備に関わって質問をしてまいりたいと思います。

県立高校の存続については、佐川町におきましては総合計画から子ども・子育て事業計画、教育振興計画、この中にもしっかりと位置付けられて、共有されている課題だとして捉えているところであります。

高校入学制度が全県一区制となり、高知市周辺の大規模校、私立高校への進学が極度に集中してきた高知県特有の現状の中で、最近、国が私立高校の授業料無償化の動きに踏み込もうとしております。

こうした中で、高知県としては公立、私立を超えて県内の子供たちの高校教育をどのように保障しているのか。そうした観点に立った上で、県立高校のあり方、県に関わってですね、県内におきましても市町村教育委員会、また県の教育委員会で共有されている課題があるのかないのか。議論される場があるのかないのか。そうしたことを議論する会議が開かれているのか開かれていないのか。教育長として把握されている状況について説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

佐川高校の振興につきましては、佐川町では第5次佐川町総合計画の教育分野の施策6として、魅力ある佐川高校づくりの支援として位置付け、これを受けて教育委員会は第3期教育振興基本計画に位置付けて、中高生会議の支援などの取り組みを進めております。

一方、高知県教育委員会は令和7年度から令和14年度までの8年間を計画

期間とする県立高等学校振興再編計画について、令和5年の9月から令和6年の9月まで8回にわたり、県内の有識者による県立学校のあり方検討委員会を開催し、同年10月にこれからの県立高等学校のあり方に関する報告を受け、これに基づき同振興再編計画の案を作り、10月11日に町長室に町長を訪問し、佐川町教育長、日高村佐川町学校組合教育長同席で、同案の説明とコンソーシアム会議への協力を求めましたということで、案を作った時点でご協力をというお話はありました。

その後、1月16日と2月10日にコンソーシアム会議の立ち上げ準備会で協力を求めまして、4月23日の市町村教育長会議で同進行再編計画の説明を行い、この時点で日付はわかってないんですけど、案が計画になってるわけです。

5月22日に第3回の立ち上げ準備会でコンソーシアム会議の構成メンバーについて提案し、協力を求めました。

これが経緯の全てで、県立高等学校のあり方という根本的なテーマについて、町教育委員会として、県教育委員会に対し意見を申し上げるような場面はありませんでした。したがって、課題を共有するということは、入学生が減ってまますねということ以外にはございません。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

さきの議会質問の中でも取り上げましたけども、2001年、1999年、90年代から2000年初期にかけて子供が、県内の子供が3,500人ぐらい減る中で、一気に県教委が高校再編計画を強行して現在に至ってきて、改めて子供の急減期に向けて、今度は地域コンソーシアム等を挙げて地域に投げかけてくるような動きを見せながら、様子を見ておりました。

ところが6月5日の高知新聞、皆さんも見られたと思いますけれども、先ほどの子供の出生数の記事と一緒に、追手前、岡豊、山田、伊野商の入学定員を40人減らす、中山間地域13校は10人から15人減らすという県教委の決定通知を報道しているところであります。

2月の段階で、先ほども教育長の答弁にありましたように、この13校については、この3年間で入学定員を確保できない場合は、統廃合の対象として検討していくということが表明されていたばかりであります。

この6月1日付けの高知新聞の記事の中には、高知県教育委員会では踏み込んだ議論もなく、全員が賛成で削減が決まったというふうに記事でも紹介されているところであります。こうしたやり方っていうのは、教育委員会というよりもその中の事務局主導で、県立学校の再編計画は進められているんじゃない

かと言われても、言ってもですね、過言ではないのかなというふうに思うところであります。

こうした県教委の動きに対しては、しっかり市町村教育委員会としてもですね、機会を得てしっかり発言をして、県立高校の統廃合のあり方を議論する場については、県民ぐるみの議論が展開するような手だてをぜひ提起もしていたきたいなというふうに思っているところであります。

私は 20 年前に土佐の教育改革に参加をし、その議論の中で、保護者の方、市町村教育委員の代表の方、さまざまな代表の方が 30 数名集まって、一堂に会して議論をしたところであります。そのときの教育長の答弁、見解といいますか、なぜ教育改革を進めていくのかっていう中に、ここでも紹介したかもしれませんが、子供たちの幸せのために改革をしていくんだという視点が提供されているところであります。

こうした視点こそ大事にすべきであって、本来、高知県の高校教育のあり方を議論するのであれば、現時点では公立、私立とかいうことなくって、それを超えた高知県の高校教育のあり方を議論する場が、どうしても私は必要な段階に来ているんじゃないかなというふうに捉えているところであります。

こうした中で高校の存在、ただ単に入学定員を減らすという発言でありましたけれども、私は高校の設置基準、学級定員を現在の 40 人、これを 35 人とか 30 人に引き下げていく、そういう視点が大事ではないのか。

また、小中学校の定員につきましても、なかなか 35 人から動きません。これをヨーロッパ並みっていうか、西洋諸国並みに 20 人程度にしていくなか、こうした学級定員の問題も、きちんと議論をして実現をしていく。詰め込みの学級ではなくって、しっかりとした 1 人の教員が 50 分の時間の中で、45 分の時間の中で子供たちと向き合える学級集団、そうしたことを描きながら、今の子供たちが抱えている課題に向けてしっかりと、人間らしく豊かに成長していく教育条件を議論していく場が必要ではないのかなというふうに思っているところであります。

こうしたことを、ぜひ教育長にも県教委に対して述べる場があれば、ぜひ述べていただきたいと思うんですけども、最後に、この件に関わって教育長の見解を聞きたいと思います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをさせていただきます。

まず 6 月 10 日でしたか、高知新聞に出ましたその定員を 10 人という件につ

いては、まるっきりアナウンスは受けておりませんでした。直近が4月23日の市町村教育長会議ですけれども、全体に減らします、何年間で。というのは言われてましたけれども、具体的な数はお話にはなりませんでした。

それは県立の高等学校ですので、こちらがどうこう言うという性質のものではありません。議員ご指摘の点はですね、定員を減らすことによって、子供たちの個性や特性に応じた個別最適な指導を目指すという観点でございますかね。であるとすればですね、現在の教育の重要な方向性です。それはタブレットを導入してGIGAスクール構想というのの大きな要因にもなっておるんですけれども、本町では教育研究所で情報機器の活用やサカワークなどの教材と、指導法の開発など個別最適な指導を研究してまいりました。

それによって、さまざまな効果が出ておるわけですが、実際にですね、そういうあたりの様子を7月にですね、知事さんが佐川町にお出でますけれども、具体的に学校でですね、ちょっとそれを活用している様子を見ていただいて、個別最適を目指して主体的で対話的で深める学力をどうつけるのかと。それから、ふるさとを愛する子供たちがこういうふうになれば育っていくんですよという姿を見ていただいて、知事さんとしてはどうですかと、というようなことを問いかけてみたいかなと思います。

というようなことでですね、いろんな各場面、各面でですね、この個別最適を目指して現状の中でどう工夫するのかということは提言をしていきたいと思います。

ただ実際、実施するとなりますとこれは県の施策によりますので、その辺りはご理解をいただきたいところです。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

はい。直接知事にも提案できる、発言できる場があるということのようですので、ぜひ佐川町の立場からですね、発信をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、2つ目の質問に入ってまいります。

新産廃施設の建設をめぐる状況についてであります。

この新産廃建設場所は複雑な地層をしており、当初から確認されているところなんですけれども、50メートルの深さまでのボーリング調査、また100メートルの深さまでの電気探査では、5メートルを超える空洞は確認されてない。その上で、建物を整備することが可能な支持力を有しているとして、建設が進められてきておりました。

ところが、南斜面での掘削事業工事で、それまでの調査では予測できない想定外の軟弱地盤の地すべりで、斜面崩壊が大きい、斜面勾配や工法の見直し、予算の大規模な見直しも行われ、工期も丸2年遅れる事態に入って、現在工事が進んでいるところであります。

こうした想定外の事態が起きることに対して、しっかり想定をして対応することも重要ではないのかなというふうに思っているところであります。

3月31日付けで、南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しが公表もされたところであります。県も被害想定を見直していくとしております。

このことに関わりまして、県エコサイクル高知では、この南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しを受けて、新産廃建設の本体だけではなくて、南斜面を含めた施設全体の耐震のあり方については、見直しをすることを検討しているのかどうか、町として何か説明を受けることがあるのかないのか、あれば説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

橋元議員のご質問にお答えをいたします。

現在のところですが、県あるいはエコサイクル高知からは詳細な説明は受けておりませんが、そもそもの施設としては想定されている最大クラスの地震震度にも耐えられるというふうに聞いておりますので、施設の耐震性について見直す予定はないものというふうに承知をしております。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

はい、県のほうからは説明がないということでもあります。

ならば、町として県またはエコサイクル高知に対しまして、ぜひこう再検討して欲しいというようなことを要請していく考えがあるのかないのか、ご説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。

議員、ご存じのことかと思いますが、今回の政府の被害想定の見直しにつきましては、地震規模そのものを見直したというものではなくて、例えば高精度の地形データを活用して、津波による浸水範囲を、より詳細に示すなど、

あくまでこの被害想定の見直しということでした、町としましては、この見直しにより施設の耐震性について再検討を要請する必要はないというふうに考えております。

しかしながら今、議員も言及がありましたけど、県でも独自の被害想定の見直しを検討しているということを伺っておりますので、その動向については注視をしまいたいというふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。地震が発生したときに、その地震動の伝わり方、揺れの規模等の捉え方は、素人の私にも理解できない点がたくさんあります。

しかし、ただ最大クラスの地震に耐えるという言葉だけでは、私はこの南海トラフ巨大地震が発生したときに、実際にこの施設が大丈夫なのかどうかってことは、なかなか納得できないまま現在に至っているところであります。

1995 年阪神淡路大震災では、家屋だけでなく鉄筋コンクリート建築物、高速道路の橋脚、橋梁などの倒壊も起きました。その震度は震度 6 と公表されているところであります。

新産廃施設は、先ほど言われた最大規模の地震に耐えるという説明を受けてきてるんですけども、最大規模の地震とは、具体的には震度 6 を超えた阪神淡路、あるいは熊本地震、東北大震災、能登地震、こうした地震と比較して、新産廃施設の本体関連施設の耐震、どのように耐えるのか、具体的な説明を受けてる場面があるのかなのか。もしありましたら、具体的な地震発生事例を挙げてご説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。

我々もですね、実は議員が今、言われたことと一緒にして、南海トラフ地震の対策としましては想定されている最大クラスの地震震度を上回る地震にも耐えることができる施設であるという、同様の説明を受けているところで、それ以上の詳細の点について聞いてはいないということになっております。

町としましては今、議員ご紹介いただきました阪神とか熊本、東北みたいな、過去の地震に対しても耐えうるものというふうには理解をしておるところです。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。こうした地震規模、震度だけではなかなか捉えきれない地震の中身と
いますか、地震の規模の捉え方があるんじゃないかというふうに思うところ
であります。

その中で、3月議会では、この地震の規模を捉える1つの指標として「ガル」
という単位があって、これで表記したものはないのかという問い合わせしまし
たら、県のほうにもそうした表記はないということでありました。

ただ、研究者の方々、あるいは気象庁等含めてですね、こうした地震規模、
マグニチュード、震度、それから「ガル」と合わせた捉え方ですね、地震を
分析されていて、特に東北大震災、東日本大震災が終えた後、同じ規模でも地
盤によって、場所によってかなりの揺れの違いがあることがわかって、現在も
「ガル」との関係で研究も進められているところでもあります。

この「ガル」ということに掛かりまして少し紹介させていただきたいという
ふうに思います。この地震波そのものは東西方向、南北方向、垂直方向、この
三次元の方角をもって、その3つの合成した最大加速度を「ガル」の単位で表
記されています。過去の震度7を記録した地震に関わってですね、この最大加
速度を少し紹介させていただきます。

先ほどの阪神淡路、兵庫県南部地震、1995年ですけども、「ガル」の単位
は891ガルと想定されています。それから、2011年東北地方太平洋沖地震、
これは2,933ガル。熊本地震1,580ガル。で、本震が1,362ガル。でまた、昨
年1月の能登半島地震、2024年、2,228。東北大震災と同じような規模の「ガ
ル」であります。このように震度は震度7と同じであっても、「ガル」で表さ
れる地震波の加速度の違いっていうのは、からですね、この被害を受けたエリ
アの地盤構造などが分析もされているところでもあります。

東日本大震災で観測された最大加速度記録と建物被害の研究も進められ、そ
の中では、土地も地盤も構造体として捉えられて分析も進められているところ
であります。加茂の施設本体が建設されるエリア、先ほど冒頭言いましたよう
に複雑な地盤構造をして、地盤が起き上がった状態になっています。大平山ユ
ニットと鳥ノ巣層という2つの層が重なったところにあります。

こうしたところが南海トラフ巨大地震が直下型で起きたときに、どんなふう
な揺れを起こすのか。それは、そこに在住される方々にとっては不安材料の、
大きな不安材料の1つになるのかなというふうに思っているところでもあります。

ぜひ、そうした事を踏まえてですね、しっかりと県のほうに、あるいはエコ

サイクルのほうには、こうした地震災害に対しての対策については、しっかり説明をしていただくような要請を重ねてお願いしたいというふうに思うところであります。

そして、現地視察に関わってですけれども、3月議会の答弁では5月か、6月になるということでもありました。まだ県エコサイクルからの現地視察の日程等については連絡があるのかないのか。あったらいつごろなのか、ご説明いただけたらというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

エコサイクル高知からは、これまで現場内で大型重機の往来があり、安全上の観点から見学が難しいというふうなお答えがありましたけれども、現在は南側斜面の安全対策工事が一定落ち着いたということもありまして、5月末には県議会の視察も行われたというふうに聞いておりますので、今後、議員や地元住民の方々を対象にした、現地視察をエコサイクル高知と調整をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

はい。間もなく現地視察も可能な日程に入ってきてるのかなというふうに思うところであります。

先ほど来、地震に対する対策やその説明に関わって、私は不十分ではないかなと思ってきているところであります。建設にあたっただけですね、当時の知事と町長が確認した中で、加茂地区で子供や若者たちが将来にわたって安心し、誇りを持って暮らし続ける環境を維持、向上させるよう全力を挙げるものとするとして、この建設がスタートをしております。また2021年12月に、高知県とエコサイクル高知が連名で618ページに及びます「佐川町加茂管理型産業最終処分場環境影響評価書」というのを発行しております。膨大な量であります。エリア内に生息する動植物、あるいは化石、河川の汚濁、大気汚染等々を極めてかなり詳しい専門的な分野からの分析が提示もされているところでもあります。

しかし、この地盤影響に関わる対策についてはほとんどありません。現在地震に対しては、地盤だけではなくて、その上に建てる建物を合わせてですね、耐震化を検討しなければならないんじゃないかというふうに指摘もされているところでもあります。

視察に入った段階で、すでにエリアの側壁といいますか、底面部等はセメント改良土で覆われてしまっていて、見ることもできないんじゃないかなというふうに思うところであります。5メートル未満の空洞があるのかなのか、なかったのか、割れ目もなかったのか、こうしたことが掘削工事で確認をされているのかされていないのか。また、地下水等の流れもですね、施設に及ぼす影響もあって、かなり遮水シートなんかの対策も検討されたところでもあります。

こうしたことがしっかりと工事が進む段階で、住民の皆さんに提示できるような手だても含めて、視察だけではなくて、こうした現場の中でさまざまな事態で新たに発見されたこと等あれば、しっかりと説明をしていただきたいということを強く求めまして、この項に関わっての質問を終わりたいというふうに思います。

次、3番目の質問に入ってまいります。国土強靱化地域計画に関わってであります。

佐川町として、武力攻撃への対策として、国や県が策定した国民保護計画に基づいて、2006年3月に佐川町国民保護協議会条例を策定し、その条例に基づいて協議会が組織をされているところでもあります。その後、基本方針や計画の変更もあっているようでございます。

この同条例に基づく佐川町国民保護計画、ホームページで探しましたけれども掲載されておられません。この保護計画を策定されているのか、されていないのか、少し確認をさせていただきたいというふうに思うところでもあります。

こうした中、佐川町、2017年9月、国土強靱化地域計画を県、高知市に次いで県内では3番目に策定もしているところでもあります。この件につきましては、2018年の6月定例会、2022年の9月定例会でも取り上げてきているところでもあります。

国土強靱化基本法の趣旨とは別に、当時、北朝鮮のミサイル発射の報道等がありましたので、そのことを取り上げて佐川町として、あらゆるリスクを想定するとして、ミサイルによる武力攻撃の被害を組み入れたと説明も受けてきているところでもあります。

国民保護計画と国土強靱化地域計画は、それを根拠とする法律が異なります。自然災害から国民を守るさまざまな計画を策定していくことを目的にした、この国土強靱化地域計画の中に、武力攻撃による被害を入れるべきではないと指摘もしてきておりました。国や県、高知市などの計画にももちろん位置付けられておられません。

こうしたこれまでの質問に対しまして、計画の見直しが行われるときの審議会でも情勢を判断して検討する旨の回答も得ておりますけれども、この計画の期

限も過ぎているところであります。このことにかかりまして、改めて確認させていただきたいと思います。

まず、この佐川町国土強靱化地域計画、2018年から2022年の5年間の計画で、すでに期限が終了しているところであります。この同計画を継続するのかどうか、するとしたら次期計画については、いつ、どのように進められていくのか、説明をいただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

橋元議員の質問にお答えします。

次期計画についてのご質問ですが、現在、県において令和7年11月をめぐりに、高知県における国土強靱化地域計画の見直しを行っておると確認をしております。

本町の国土強靱化地域計画につきましては、県の計画の更新が7年度に完了いたしましたら、令和8年度に計画の更新作業を行う予定としております。

今回の計画につきましても、佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員会の皆様に協議、検討を行っていただく予定としておりまして、委員の皆様から出された提言を尊重しながら計画策定を行っていきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

はい。県が遅れていて、町としても対応が遅れてて次年度になるということでもあります。

この佐川町地域計画におきまして、佐川町としては県や高知市の計画の中にない、先ほど触れました災害リスクとして、本町が独自に設定をしたリスクの中に武力攻撃を加えて、弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態を想定しているところでもあります。

このことにかかりまして、現在の片岡町長の見解を求めたいと思います。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

リスクにつきましては、あらゆるリスクを想定することとなっております、前回の策定の際にも審議委員さんのほうから、武力攻撃によるリスクは存在す

るとのご意見があった上での、武力攻撃を含めた計画の策定となっていると考えております。次回の計画更新の際、私としましてもリスクがある限りは、それらに対応していかざるをえないと考えております。

なお、審議委員さんには十分検討していただくことを考えておりますので、例えばですが、武力攻撃のリスクは限定的であると考えられ、計画に盛り込む必要がないとの判断がされれば、検討委員会の結論として出された場合ですね、委員会の結論を尊重させていただき、計画には盛り込まないという判断もあるかと考えております。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。審議会の中でどういう議論が展開されるのか、展開によっては見直しの段階に入るというところであります。

私がなぜこうした、法律に基づいて設定された事業に関わってですね、法律に触れてない、趣旨にないことを繰り返すことに関わって、少し危惧する面がありましたので、繰り返し取り上げてきているところであります。

この間、佐川町としての行政対策の中で、自衛隊からの要請を受けて、18 歳を迎えた町民の住民基本台帳 4 項目の情報を、本人の承諾を得る手続きもしないで提供してきていること。また、県内でも注目されてきております宿毛港、須崎港、高知新港の特定利用港湾化に関わりましても、知事が市町村の合意を得る前に、受け入れの手を挙げるということが起きております。

こうした事態は、私は武力攻撃を受けることとか、あるいは武力攻撃に参加できる準備につながるような行政の動きに、再び、国民の命の危機がさらされていく道を歩み出していくんじゃないか、そんなことを危惧しています。私の周りにもそうした声をたくさん耳にするところであります。

国と国の争いを戦争にしない政治の力が、今、この 20 世紀の世界では問われているのではないのかなというふうに思います。戦争ができる準備を進めると、戦争を止めることができなくなることは過去の歴史からも明らかであります。こうした動きに対しましては、行政の専門家集団としてもしっかりと向き合って、町民の命、暮らしを守る町政を進めていただきたいなってという思いを強く持ってるからであります。

改めまして今、審議会の議論の中で必要ないという判断がされればということでしたけれども、町長自身、改めてこの国土強靱化地域計画の中に、弾道ミサイル等による武力攻撃を組み入れることに関わって、町長としてはどんな見解を持っていच्छやるか、改めてお聞きをさせていただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。

この武力攻撃の件ですが、私としてはですね、先ほど橋元議員のほうが言われましたが、自衛隊につきましてですね、戦争を前提としているわけではないと私は考えております。もちろんですね、自衛隊に行く、隊員の入る人数も減ってきていると聞いております。

とにかくですね、南海トラフ地震でありますとか、有事の災害に備える体制も整えていかないとですね、なかなか市町村、県だけでは対応できない部分も多々ありますので、そういった意味で自衛隊につきましては募集をしている。また、自衛隊を望んでいく子供さんもおられると聞いております。

そういった中でですね、先ほどから武力行使に、武力攻撃という点につきましては、他の国からですね、日本を攻撃されるようなことがあってはもちろんならないことなんです、それを想定した上で、前回のには取り入れていると、先ほどもお答えさせていただきました。

今後はですね、佐川町国土強靱化地域計画策定委員会の委員のご意見をしっかりと尊重しながらですね、委員会内でも協議をさせていただき、これから適切に判断してですね、武力行使というところを削除するのか、入れておくということにするのかは、委員の意見を尊重していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい、審議会の議論を見守りたいと思います。

ぜひ、この審議会の中にも可能であれば、コスタリカの国の政策もですね、参考にさせていただけたらなというふうに思うところであります。

続きまして、この項に関わりまして、佐川町の国土強靱化地域計画の中に、事前に備えるべき目標の1番目に、大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られることとして公共施設の耐震化、その次に住宅の耐震化等を提示され、主な施策事業として木造耐震化事業を挙げて、この間、何年か経過をしているところであります。

この町内の木造耐震化事業にも、国の事業に関わる予算を取り入れて、町内の木造住宅耐震化も進めてこられてきているというところだというふうに思います。

そこでまず確認させてください。ここ3年間、2023年から2025年までの町内の木造耐震化事業の成果といいますか、結果に関わりまして、耐震診断、耐震設計、耐震改修工事等の件数をご説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

はい、そしたらお答えさせていただきます。

まだ25年度がですね、受け付けておる最中ですので、遡って2022年度から3年間の分をご説明させていただきます。

まず耐震診断です。耐震診断につきましては、2022年度が78件、23年度が74件、24年度が105件です。

耐震設計につきましては、22年度が69件、23年度も69件、24年度が78件です。

耐震改修工事につきましてはですね、22年度が59件、23年度52件、24年度81件です。

24年度はですね、能登の地震がありましたので、住民の方の関心が高まっておりますね、他の年度、年次に比べてですね、実施件数が多くなっていると思われます。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。

町内の耐震化の事業も、直近で起こる地震のたびに住民の意識も大きく変わってですね、耐震化が進んでいくのかなというふうに思っているところであります。

ただ、町内には空き家もたくさん存在しているかと思います。議会地区懇談会においても、空き家についての声もたくさん上がってきているところではありますが、実際に町民の皆さんが現在、居住されている町内の木造耐震化ですね、その対象となる住宅の進捗状況どうなのか、把握できるのか、できないのか含めてですね、もし現在住まれている町民の皆さんの中で、この事業に該当する住宅はどれぐらいあって、進捗状況はどうなってるか概略で構いません、把握されてることがあれば説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。

現在ですね、佐川町のほうで把握している耐震化率ということですね、推計値になりますけれども 69.2%で、2024 年度末現在で 69.2%というふうになっております。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。その耐震化率を割り出すときの分母になるといいますか、はどのようなものが分母になってるのかちょっと教えていただきたい。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

はい。ちょっと詳しい数値までは把握しておりませんが、確かですね、固定資産税のほうの対象家屋でですね、建設年次を勘案してですね、総数、分母のほうをですね、想定しております。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。実際の分母になる数字等を町民の皆さんが住んでらっしゃるのは、空き家等を含めてですね、少し乖離された数値があるかもしれません。少し懸念もするところであります。

ただ先ほど改修工事も 2024 年度は随分、前に進んだという報告を受けたわけですが、この木造耐震化がなかなか進まない原因として、把握されることがあるかなというふうに思います。私はこの改修工事費の負担の大きさの問題だというふうに捉えているところであります。

先ほど 3 年間の進捗状況を説明していただきましたけれども、この改修工事の中で一番個人負担の少なかった事件、事案といえますか、それから一番大きかった事案。どれぐらいの差があるのか把握されておりましたら、ご説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

先ほど申し上げました数字でですね、個人負担ということで一番ですね、少額だったのがですね、22 年度に実施された工事 5,810 円です。一番最大の負

担となったのもですね、22 年度で 350 万円となっています。

これ 350 万円という高額になった理由としましてはですね、屋根の改修、屋根の改修したら、非常に工事費がですね、高額になる傾向があります。あとですね、現状ではですね、その補助金の額、上限であります 130 万円です、以内に自己負担なしでですね、工事を行われる方も少なくないのが現状となっております。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい、補助金の中で改修工事を行えるようなものも多くなっているというところであります。

それにしても、個人負担の差が非常にあって、びっくりしているところありますけれども、こうした個人負担を軽減することも、改修工事を進めていく大きな要因にもなるのではないかなという思いで質問をさせていただきました。

ぜひ、個人負担、この間増額されてきておりますので、先ほど紹介されたような、工事の状況で特徴的なことがあれば、広報等でも、ぜひ町民に周知していただいて、可能な、とにかく命を守るために、住宅を改修するという視点をですね、アピールもしていただきたいなというところでもあります。

また、能登地震があってからですね、現時点で工事の基準となっている 1986 年以降の、以前の木造住宅に係りまして、この基準の見直しを能登地震を踏まえて、基準の見直しが行われている計画があるのかないのか。もし県や国の動きを把握されていることあれば、ご説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

基準の見直しについてはですね、現在のところ情報がちょっと私のほうで把握してません。なおですね、町独自でですね、見直すという予定もないです。検討しておりません。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。全国的には能登地震を踏まえて、この基準の見直しが検討されている動きがあるんじゃないかなってことも、ネット等でも流されているところあります。ぜひ注視していただいて、対応も求めていきたいというふうに思います。

そして、この佐川町の国土強靱化地域計画の中では、事前に備えるべき目標として、公共施設の耐震化等を最初に挙げて、町内の公共施設、公営住宅の耐震化はすでに完了している段階に入っていると思います。

この事業の主な施策事業の中にですね、緊急退避場所耐震化事業、公共施設等総合管理経過の把握の推進ということでしょうか。そうしたことに関わってですね、こういう事態に関わっての質問をさせていただきたいと思います。

現在、公営住宅の利用状況にかかりまして、町営住宅の空き室状況、町内の設置場所ごとにですね、住宅種別も含めて、どれぐらいの空き数があるのか、概略の説明をいただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

公営住宅の空き室の状況ですけれども、公営住宅 205 戸のうち 20 戸が空き室となっており、空き室の内訳ですけれども、一般向けとしまして池田団地が 2 戸、富士見 2 号団地が 7 戸、三野 2 号団地が 3 戸、世帯向けといたしまして、荷稻団地が 2 戸、黒岩団地が 1 戸、尾川 2 号団地が 2 戸、単身者向けとしまして富士見 2 号団地が 1 戸、身障者向けとしまして富士見 2 号団地が 2 戸が空き室となっております。

続いてですね、改良住宅のほうですけれども、98 戸中 3 戸が空き室となっておりまして、囃田 1 号団地、鉢ヶ森団地、山崎団地がそれぞれ 1 戸ずつ空き室となっております。

最後に、子育て世代向けの川内ヶ谷団地も、1 戸が空き室となっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。公営住宅の空き室状況等も確認させていただきました。

この国土強靱化地域計画の中で、町内の公的賃貸住宅の家賃の低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業なども列挙されていて、災害があったときには、こうした公営住宅の家賃の対応も検討されることも視野にはあるのかなという思いもあって、質問をさせていただいているところであります。

災害時に一時避難場所として現在も設定されていることと思うんですけども、この公営住宅を一時避難所として活用することを検討したことがあるのかないのか、あるとしたらどんなことを検討されてるのか、ご説明いただけたらとい

うふうに思います。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

ご質問の一時避難場所としての活用ということですが、佐川町はですね、災害後は拠点避難所に避難をしていただくことを想定しており、また配慮の必要な、例えば障害をお持ちの方などにつきましては、福祉避難所に避難していただくことになっております。

こうしたことから、今まで町営住宅を災害時についてということに関して、検討したことはございません。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。現時点では検討したことはないということですが、今後、町としてこうした公営住宅を活用できるかできないのか、また町内にある県営住宅もあります。空き室はちょっとわかりませんが、県営住宅に関わっても、町としては検討できる範疇にあるのかないのかを含めて回答いただければというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

県営住宅についてですが、今までに活用を検討したことはございません。なお、高知県に確認をいたしましたところ、県営住宅につきましては、大規模災害等に対応する場合はですね、佐川町だけでなく、広域的な調整運用を行うということでもあります。

こうしたことから、今のところ、県営住宅を災害対応に町として活用するということの検討をすることは考えておりません。以上です。

議長（松浦隆起君）

橋元君。

5 番（橋元陽一君）

はい。南海トラフ巨大地震、高知県も想定される津波は甚大なものであり、その被害も想定もされているところであります。

本町では、この災害対策でおきましては、本町だけ山崩れ等が想定をされておりますけれども、津波で住環境を奪われた方々が、避難されてくるエリアに

もなるのではないかなとも思うところでもあります。

こうしたことの中で、現在設置されています避難場所の対応だけでは当然、満杯になってしまうんじゃないかな。そうしたときに、現在ある公営住宅の利用についてですね、仮設住宅ができるまでの間とか、避難場所に対応できないケースとか、そういうことを想定をしてですね、せっかく救われた命が守れるような対応をですね、町としても検討していただくスペースの中に、ぜひこの公営住宅の利活用に関わってですね、検討を進めていただきたいということをお願いしまして、私の今議会の質問を全てを終わらせていただきます。いろいろありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で5番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

2時40分まで休憩します。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、8番、下川芳樹君の発言を許します。

下川君。

8番（下川芳樹君）

8番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告にしたがい3点の質問を行います。

今定例会においても町政の質を問うものとして、この席より質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは最初の質問です。

佐川町教育研究所の業務内容についてお尋ねします。

皆さんはご存じですか。佐川町教育研究所は平成30年4月1日より、子供を取り巻く環境、教育について広く、深く、子供と関わる全ての人たちと一緒に考える機関として創設されたこと。その歩みは本年で7年間に及ぶこと。あまり知られていない教育研究所の取り組みの全容を町民の皆さんに知っていただきたく、この質問をいたします。

創設から7年間、研究所では3つの柱として不登校課題の克服、学力向上、ふるさと教育の充実について取り組んでこられたと思われます。

そこで、まずお尋ねします。佐川町教育研究所の業務内容と、関連する予算

額、人員体制、これまでの成果についてお答えいただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。下川議員のご質問にお答えをいたします。

本町の教育研究所は、先ほど議員からご説明いただきましたように平成 30 年の設置以来、不登校、学力向上、ふるさと教育と、この 3 つを中心とした学校教育の課題を解決するために、さかわ未来学を核とする教育施策の企画、立案、進行管理と教育に関する手法の導入、教材の開発、児童生徒や保護者の支援などの業務を行ってまいりました。

まず構成から申し上げます。構成といたしましては、副教材サカワークをはじめとする、さかわ未来学に関する教材開発や手法の導入を担当するさかわ未来学担当。ICT 技術を活用した教育DXの推進を含め、授業改善を進める学力向上対策担当。教職員の子供理解促進や教育相談の充実などにより、不登校の未然防止を進める不登校対策担当。生活リズム改善を中心とした児童生徒の健やかな体づくり担当。公設塾の運営も含めた健全育成の担当と、開かれた学校づくりやPTA活動の活性化と社会教育、生涯学習の場面でのさかわ未来学の普及を担当する社会教育指導員。不登校傾向の児童生徒の居場所づくりをする住まいルームの指導員と、これに統括をします所長を加えて合計 10 人の職員と、さらに、県費負担と町費対応の合計 2 名のスクールカウンセラーで運営をしております。

次に予算についてご説明申し上げます。

令和 7 年度予算では、一般会計 9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の中で、704 の事業で教育研究所として、教育研究所の指導員、教育相談員の人件費、教職員研修の経費、生活リズム向上プロジェクト関係費など、教育研究所の運営と事業に関する予算を 2,015 万 9 千円と。

同じく事業 723、ふるさと教育推進事業として、今年度、サカワークと同デジタル改定のための予算を中心に 724 万 2 千円。

同じく事業 726、学校教育改善重点推進事業として、不登校児童生徒の支援センターである住まいルームの基礎学習支援員の人件費、学校教育改善のために、各小中学校における校内研修を支援するための経費、ICT 支援に関する経費などに 1,713 万円と。

9 款教育費、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費、事業 269、社会教育総務費の中に、社会教育指導員に関する経費が 331 万円と。

9 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費、事業 264、中学校教育振興総

務費の中で、タブレットで使用する I C T教材の経費に 53 万 5 千円と。

同様に、2 項小学校費、2 目教育振興費、事業 258、小学校教育振興総務費の中で、中学校と同様に I C T教材の経費に 289 万 5 千円と。以上、合計で 5, 127 万 1 千円となっております。

成果につきましては平成 30 年の設置以来、不登校児童生徒の減少と、これは平成 30 年に向けて町内での中学校の不登校が増加をしております、全国平均の 2 倍程度 6.9%まで行っておりましたが、研究所を設置してから低下傾向になりまして、令和 6 年度は 2.5%と、令和 5 年度で 4.9%ですから、減少傾向になっております。全国平均が想定、予想ですけどもまだ出ていませんが、多分 6 %から 7 %の間と思われます。県平均も同様です。

学校間の学力格差につきましても、この取り組みを始めるまでには、なかなか厳しい小学校がございまして、非常に飛び抜けて全国平均の 2 割低いとかという状況がずっと続いている学校がありましたけども、これが全国平均並みか超える状態になりまして、学校間の格差が緩和してまいりました。

それと昨年度の全国学力学習状況調査の結果でいきますと、小学校は全国平均並み、中学校は全国平均をわずかに超えるという段階にまでなっております。

政策の効果として、佐川に住みたいと思う小学生が平成 30 年の 14.9%から、昨年度調べましたら 45.8%に増加をしたと。など一定の成果を上げてまいりましたので、今後、有効な手法を継続充実させながら、佐川町の教育課題の根本解決を目指して取り組みを充実させてまいります。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8 番（下川芳樹君）

はい。ただいま教育長のほうから教育研究所の業務内容、成果等についてお答えをいただきました。

私の前段で橋元議員のほうからも、研究所の内容についてですね、大変すばらしい取り組みをしているというふうなお声もございました。

ただ、平成 30 年より創設され、3 つの柱を中心に組み込まれてきたこれまでの成果、先ほどお話を、一部お話いただいたんですが、業務に関わる教育関係者、また学校の児童生徒の保護者の皆さん、そのような皆さん、また一部の関係機関においては共有されておりますが、多くの町民の皆さんには届いていないような感じがしております。前段の質問でも申し上げましたが、研究所の創設目的として、子供を取り巻く環境、教育について広く深く、子供に関わる全ての人たちと一緒に考える、とのことであるならば、子供に関わる全ての人たちに情報が伝わり、一緒に考えることが重要です。

町のホームページやインターネット等の検索で伝わる部分もございますが、ネット社会に詳しくない皆さんもおられる。そのようなことで、しっかりと届くような方法を取るべきだと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたしますがすいません、先ほどですね、記憶で指標を申し上げてますので、再度確認をさせていただきます。

中学校の不登校発生率は令和5年に4.9%。令和6年に2.5%です。

それと佐川に住み続けたい児童は平成30年14.9%、令和6年には42.5%です。すいません失礼しました。

ご質問、ご指摘の点についてご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、町民の皆様に地域ぐるみのふるさと教育を中心に、研究所の取り組みについて、ご理解とご支援を一層いただくことは重要なことでございます。これは実際にですね、子供がサカワークとかデジタルを持って町や野に出ていきます。その際に地域の皆さんに触れていただいて、そこから、そこからいただく人格的な影響といったものでもですね、子供たちは随分成長しております。

そのあたりもトータルにこの不登校が下がってきておるというところにつながってきておると思いますので、地域の皆さんのご理解、ご協力というのは非常に重要な点だと思います。

また子育てに不安をお持ちの保護者の皆様に、教育相談を初めとする専門家による支援についてのお知らせをすることや、橋元議員からもご指摘いただきました、生活リズム改善の取り組みをお知らせすると、こういったことも併せて広報はしっかり充実をさせていく必要があると考えております。

これまでも、各PTAの総会でお時間をいただいてご説明をしたり、3月の健康福祉大会で防災教育の取り組みを発表させていただいたり、5月23日の民生児童委員協議会総会でご報告をしたりと。機会を捉えてお伝えをしてまいりましたが、町の広報を利用するなど、今後ともに積極的に機会を捉えてお伝えをし、ご協力、ご理解をいただけるように努めてまいります。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8番（下川芳樹君）

はい。これからの広報ということで、町の広報も充実させていただけるとい

うふうなところでございます。

確かにですね、取り組み内容が多種多様に及び、なおかつ予算面においても5,127万円というふうな形で取り組んでおられますので、少子化が進む中で、佐川町の次世代、佐川の宝を育成していくというふうな分野においてはですね、より多くの皆さんに知っていただき、また、より多くの皆さんにご意見もいただくというふうなことも必要じゃないかなというふうに考えます。

それで、教育研究所からですね、今おっしゃっていただいたような形で、情報発信が子供に関わる全ての人たちに届くようになれば、一緒に情報を共有して考える、当初の、一緒に考えるということができるようになってまいります。

そのためには、双方向で情報のやりとりができるようにならなければならないと思います。発信する側の教育研究所においては、その情報を受ける側の、意見を受け取る、このような機会であったり、窓口をつくらないと双方の一緒に考えるというところにはつながってまいりません。

ぜひ、一緒に考えるという方向で進むならばですね、教育研究所のほうでもそのような皆さんのご意見をまとめて受けとめていただけるような、そのような窓口を作っていただけたらいいのかなというふうに考えますがいかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

直接にですね、この行政的なサービスを受けていただく児童生徒の皆さん、保護者の皆さんと。それから教員に対してもですね、これは学校評価とかさまざまな調査がございまして、そういった場面で満足度とかですね、さまざまな指標についての調査をさせていただいて、ご意向を承るということをしておりますが、地域の皆さんにつきましてもですね、昨年、ふるさと教育の関連の調査をやったりしております。

また、次の教育振興基本計画を令和8年度にまた検討していきますので、そういった場面なんかも活用してですね、しっかりご意向を承るということもしていきます。

が同時にですね、今、ご提言の常時といいますかね、日常的にこのご意見をいただけるような取り組み、窓口とかいう例示をされましたけれども、ちょっともう考えていきたいと思います。一緒に考えていただきますとですね、考えてくださった方は必ず味方になってくださいますので、そういう双方向性の中から究極の目的としての文教の町と、つまり教育に関心があって理解があって、

学ぶことに向かっていくという方々が増えていく町に育っていくんじゃないかなという期待もありますので、これは検討をさせていただきます。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8 番（下川芳樹君）

はい。検討していただけるということでございます。

前段の教育長のご答弁の中にですね、地域に子供たちが出ていって、いろいろ地域の住民の皆さんと関わることで、不登校の数も減ってきたようにというふうな言葉もございました。

ぜひですね、研究所で取り込む専門的な分野と、地域と一緒に支える子供たちと一緒に見守り支えていけるような、地域力を生かしていただいた取り組みに進めていただきますよう、お願いをいたしましてこの質問は終わりたいと思います。

それでは、続きまして2番目の質問です。

地域支援ネットワークとの連携についてお尋ねをします。

この質問は、令和4年3月の定例会及び令和6年3月の定例会において質問を重ねてまいりました。

平成9年に発足して以来、子供の虐待対応などを担っていた佐川町地域支援ネットワークと、関係する行政機関との連携が平成16年に要保護児童対策協議会が法定化されたとき、平成28年まで、教育委員会にあった要保護児童対策協議会の調整機関が健康福祉課へ移行されたとき、双方、十分に調整されておらず、地域支援ネットワークの存在があまり活かされてない状況にあります。

私が令和4年3月に、子ども家庭総合支援拠点に関する質問を行ったときには、平成16年と28年の児童福祉法の改正に伴い、これまでなかった市町村の責任が法的に明確化されたことで、法整備ができてない時代に、全国でも先進的な取り組みを続けてきた、地域支援ネットワークとの役割分担が、明確にできないまま現在に至っていることが確認できました。

令和3年3月の質問においても、いまだ十分に調整されないまま、双方の機能が活かされていない状況が続いていました。

さきの5月9日に開催された、令和7年度佐川町地域支援ネットワーク総会においても、あゆむ会の開催回数やネットワークの設置運営要綱、役員や事務局体制などについて質問が上がったと聞き及んでおります。新たな児童福祉法改正後に自治体が主体性を持ち、その責任において遂行しなければならない法的な内容が、ネットワーク関係者の中でも十分に協議、理解されていないまま進んでおり、教育委員会、健康福祉課内の業務内容や、業務分担がネットワー

ク全体の構成員で勉強されたり、話し合う機会がいまだに十分ではないと、このように思っております。

これまでの質問でも申し上げましたが、一緒に地域の子供たちを守っていける体制を維持していけるように、お互いの役割や責任を尊重し、理解し合えるようにしっかりと話し合いの機会を作っていただきたいと思います。

過去2回の質問を踏まえて、昨年3月に行った質問以降のネットワークとの連携に関する関係各課のご見解をそれぞれご答弁いただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、私のほうからは健康福祉課としての立場からですね、お話をさせていただきます。

先ほど下川議員が、ご説明いただきましたとおり、法整備以降の部分のですね、経緯につきましては、特に要保護児童対策地域協議会、それと以前からある、子どもとあゆむ会から始まった地域支援ネットワーク。この関係性について、前回のご質問以降、残念ながらですね、まだ連携という部分ではうまく取れていない状況があります。

具体的に1つ挙げますと、これは児童福祉法に基づいてですね、市町村で設置義務がある健康福祉課の中にある、子ども家庭総合支援拠点、それと要保護児童対策地域協議会、こちらで管理をしておりますケースがありますが、そちらと佐川町独自の設置要綱によります地域支援ネットワーク、こちらが運営をしております、あゆむ会、これで管理しているケース、こちらが重複しているという場合があります。そして重複しております、そこの責任の所在や役割分担が明確になっていないという問題があります。

こういった問題に関しまして、新年度に入りまして主任児童委員さんなど、地域支援ネットワークの中心のメンバーの方と、あとネットワークの事務局である教育委員会の事務局、それから私どもの児童虐待対応部署の健康福祉課、こちらの間でそういった問題、それからネットワークのあり方、役割について話し合う機会がありました。ですけれども、現時点ではですね、十分な連携が取れておりませんけれども、今後もですね、関係者で協議をしながら話し合う機会があればというふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

それでは私のほうからは、地域支援ネットワークの方を所管しております教育委員会という立場から、回答のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど、この関係性等につきましては健康福祉課長がご答弁させていただいたとおりでして、議員もおっしゃってましたように、この地域支援ネットワークにつきましては平成9年に発足いたしまして、これまで、あゆむ会等を通じまして、構成団体の皆様にご尽力いただきながら、子供や家庭への支援、見守りというところを行っていただいております。

法的な根拠に基づきます設置ではないというところで、任意の組織として、これまで本当に多くの方に関わっていただいているところですが、特にですね、いろんな懸案事項等、取り扱いしていただいている中で、この地域支援ネットワークといたしましても、町長が会長という組織の中で活動のほうを続けておりますので、本当に多くの皆さんが自分ごとのように考えて、活動のほうをしていただいております。

こうした方たちの行動ですね、また法的な根拠というところもいろいろあると思いますが、また守れないということになってもいけませんので、そちらにつきましては、先ほど健康福祉課長のほうからも回答ありましたように、しっかりとですね、連携とれるような協議のほうを進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8番（下川芳樹君）

はい。健康福祉課、教育委員会それぞれの方からご見解をいただきました。

2回の質問の途中、またその後においても複数回のお話がされたというふうなところでございますが、いまだに十分なご理解が進んでいないというふうなところもございます。

この質問については次、2つ合わせて質問をさせていただく部分とも関連しますので、最終的にですね、まとめてご答弁をいただけるような流れになろうかと思います。次へまず進ませていただきます。

令和7年3月に公表された、第3期佐川町子ども・子育て支援事業計画の第5章、具体的な施策の展開の、2、児童の健全育成を地域で支える取組の推進の、（2）子どもとあゆむ会事業には、「佐川町地域支援ネットワーク実務者会（あゆむ会）及び個別ケース検討会であがった事例について、補導センターを中心とした、あゆむ会メンバーが対応を継続して実施しています。子どもを取り巻く家庭や地域の環境は、より複雑化し、教育と福祉による専門的な対応

が求められる状況となっています。子ども家庭総合支援拠点を設置する健康福祉課との役割分担を明確にし、児童・生徒についての問題を解決に導く方向の中で、行政機関と連携しながら「地域での見守り役・良き相談者」としての役割を大切にして活動します。」とこのように表記をされております。

そこでお尋ねをいたします。

健康福祉課との役割分担を明確にし、行政機関と連携しながら、その役割を大切に活動するとは、具体的にどのようなことなのでしょう、ご答弁をお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この、先ほどから下川議員、それから教育次長もお話がありましたが、この子どもとあゆむ会というものは平成9年から活動をされております。平成16年に法定化がですね、される前から活動をされておりました、全国に例のない民間組織ということで、児童虐待をはじめ、養育問題を抱える家庭、それから非行問題、こういった個別の支援等についてですね、関係者が情報共有、それから対応の方針の決定等、全国的に見ても先駆的な取り組みを行っていただいております。

しかしながら、その計画にも中にも触れてありますが、児童福祉法の改正等により、現在はこういった対応については、市町村の責務として対応が求められることになっております。

また近年は、より子供を取り巻く環境や地域の環境、そういったものが一層複雑化しており、教育と福祉による専門的な対応が求められる状況となっております。

ここから連携という部分になりますけれども、健康福祉課としましてはまず、今の児童福祉法に基づき、児童虐待通告や子供の養育に関しての総合相談窓口として設置をしております、子ども家庭総合支援拠点、それから併せて母子保健法に基づく妊娠期からの切れ目のない支援を行う、子育て世代包括支援センター、こちら両方とも健康福祉課が持っておりますが、こちらの役割や機能をしっかりと果たすこと。

そして、地域支援ネットワークとしては、これまで行ってきた個別ケースへの対応から地域での見守り活動や、広報啓発等による児童虐待等の予防的ネットワークとしての役割に重点を置いていただいて、構成メンバーが支援が必要と思われる子供や家庭を発見した場合は、子ども家庭総合支援拠点へ通告や相

談をすること。そして関係機関がこういった内容を現在の法制度を理解した上で、相互にそれぞれに、それぞれの組織や機関を考えを尊重してこの流れを作っていくこと。これが連携というふうに捉えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8 番（下川芳樹君）

はい。第3期の子ども・子育て支援事業計画の中の健康福祉課との連携について、担当課長よりご答弁をいただきました。

基本的には、法整備がされた後の市町村の責務、また多様化する環境の流れの中から、専門職で対応しなければならない環境になっているというふうなところから、今の健康福祉課にあります、それぞれの部署において対応していくと。それで、これまで活躍をされてきた地域支援ネットワークについては、個別対応から地域への対応へと考え方をシフトしていくような流れで連携したいというふうなところでございます。

この質問の最後にですね、令和4年、令和6年の児童福祉法の改正により、令和7年度末までに設置することを自治体の努力義務とされた、こども家庭センターとの連携についてお尋ねします。

令和4年末に設置された、子ども家庭総合支援拠点では、子育て世代包括支援センターとの連携で、妊産婦から乳幼児期の子供への切れ目のない支援を行っています。令和7年度末までに設置されるこども家庭センターでは、対象を大きく拡大して、地域の全ての児童問題に対応することとなります。

設置が進んでいる市内の市町村では、教育委員会との、教育委員会と福祉課との連携を強めたり、組織として統合する動きなども見られる。そのような自治体もございます。

佐川町ではどのようなお考えで令和7年度末までに、こども家庭センター、設置をしていこうとお考えでしょうか。お答えください。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

法改正に伴います、来年度、令和8年度佐川町はですね、新たに設置する予定のこども家庭センター。こちらはですね、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点、こちらの機能を統合するということで、母子保健機能と児童福祉機能の連携強化を図る。もって妊娠時期から児童時期、児童期に至るまで、切れ目や見落としがなく、支援体制を整備するというのが、主た

る目的というふうになっております。

佐川町の場合は、先ほどの母子保健機能と、児童福祉機能、こちらの担当部署は同じ健康福祉課にあるため、先ほど議員がおっしゃっていましたような教育委員会との組織の統合ということではなく、健康福祉課の中で常時、連携が今も取れる体制となっております。

したがいまして、センター設置に伴い、大きな組織改編の必要はないというふうに考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8 番（下川芳樹君）

はい。今、このこども家庭センターにおいては、健康福祉課内にある、それぞれの機関の中で連携して行うことができるので、教育委員会のほうとの連携などは考えていないというふうなご答弁でございました。

教育委員会の、例えば、小中学校の児童生徒に関する情報とか連携についてはどのようにお考えでしょう。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この、こども家庭センター設置に伴っての連携という意味合いというふうに捉えればですね、特に先ほども言いましたが組織改編というところがないですが、もちろん保育園だけでなくですね、小中学校の児童生徒さんについても、今までもですね、母子保健であるとか児童福祉の、と教育委員会の担当部署とお話をしながら支援をしておりますので、それは変わりはないと。連携に変わりはないというふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8 番（下川芳樹君）

はい。これまでどおりの流れの中で、特に組織同士で連携をする必要はないというふうなご答弁でございました。

それではですね、次に支援ネットワークとの連携についてお考えをお示ししたいと思います。

先の2つの答弁内容とも関連するような内容になろうかと思いますが、令和8年度から新たにスタートするというふうなこともございますし、この連携についてはですね、8年度以降、地域支援ネットワークとの連携という部分で

は、大きな指針の1つになろうかなというふうに考えております。忌憚のないご答弁をいただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

こども家庭センターと地域支援ネットワークの連携については、これはこちら側、健康福祉課からのお話になりますけれども、先ほどの組織改編を大きく伴わないという中で、地域支援ネットワークとの連携の課題のところで申し上げましたネットワークとして機能をどうしていくか。あり方、方向性が今問われていると思いますので、個別支援から地域の見守り、そういった流れの中で健康福祉課、こども家庭センターとの連携を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8番（下川芳樹君）

はい。るるお伺いをいたしました、やはりですね、法整備が整った段階で、十分に話されてないという部分が双方の機関においてですね、上手な連携が取れない大きな原因であろうと考えます。

個別にはお話をいただいておりますが、組織としてはやはり、組織全体で協議ができて、協議した内容について疑問点とか課題を洗い出して、それを教育委員会、また健康福祉課内の担当者の皆さんと一緒に話し合いながら、その一つ一つの課題や問題点について、相互に理解を進めていくという流れでないと、なかなか解決しないのかなと、このように思います。

回数を重ねてもなかなか難しいということであるならばですね、やはり地域支援ネットワークという1つの関係機関を含めた民生児童委員の皆さんの、全体の組織でございますので、ネットワーク自体の中の意思統一といいますか、考え方の統一を図った上で、双方が納得する連携の仕方っていうものをしっかりと模索をしていただきたい、このように思います。

これまで質問でもお伝えしてまいりましたが、関連する行政組織とネットワークの組織は、ともにトップが町長です。行政組織である健康福祉課や教育委員会においては、町職員への業務命令であったりとか意思確認、そのようなもので意思統一をすることができますが、教育委員会に事務局を置くネットワークは、関係機関の代表や民生児童委員によって運営されており、業務命令というわけにはいきません。

行政はしっかりと、組織間の役割やネットワークの総会で出された意見について話し合っていたいただきたい。ネットワークにおいても、全体の構成員で課題や現状を話し合って、行政との話し合いに臨む組織の代表を選んでいただき、構成員の合意による開かれた組織を目指して欲しいと私自身は望んでおります。

全国的にも先進的な活動が注目され、他の自治体でも住民活動の模範となってきた、佐川町地域支援ネットワークの取り組みは、これまで法制化されてなかった自治体の責任で子供たちを守る義務を定めた児童福祉法の改正へとつながっております。

公民協働の精神に則り、継続的、包括的、重層的支援を実行するためにもネットワークとの連携が、国が目指す姿であり、佐川町にとって大きな力となります。来年開催されるネットワークの総会では、こども家庭センターとの役割分担を明確化し、日本一の安心安全な子育て環境実現に、力を合わせて欲しいと切に要望いたします。

行政のトップであり、地域支援ネットワークの会長を務められております最高責任者、片岡町長にも汗を流していただいて、早期の解決を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

下川議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど教育次長、そして健康福祉課長からもご答弁をさせていただきましたが、問題のある子供、また家庭にかかっていくためにはですね、個人情報などさまざまな問題は存在しますが、要保護児童対策協議会との役割分担、また責任の所在を明確にした上です、子供たちや家庭への見守りを健康福祉課、教育委員会、そして各関係団体とですね、しっかりと情報共有をして、しっかりと協議、検討していきながら連携を図り、1人でも心配される子供や家庭が少なくなっていくよう、そして住んでよかった佐川町、明るい佐川町に努めてまいりたいと考えております。

また下川議員におきましても、こういった会議が要請がありましたら、ぜひご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8番（下川芳樹君）

はい。私、いろいろ言われれば、すぐに向かってご意見を拝聴したり、意見も述べさせていただきたいと思いますし、ぜひですね、どれぐらいになる、も

う4年も5年もですね、こんな状態が続いていますので、佐川町にとっては大きな損失であろうと思います。双方が双方を尊重し合いながら、やっぱり民主的に話を進めていくっていう流れを、町長のお力でですね、ひとつしっかりと進めていただきたいと、このように思います。

また、ネットワークの事務局が置かれております、教育委員会のトップである教育長におかれましては、ネットワークがですね、よき隣人であるというふうに以前、ご答弁いただいたことがございますが、よきパートナーとなるようにですね、話し合いを進めていただきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いをして、この質問は終わりたいと思います。

それでは、3番目の質問です。

山の売買を効率的に進める取り組みについてお尋ねします。

2024年4月より不動産登記法が改正され、相続の発生から3年以内に相続登記を行うことが義務化されました。正当な理由がない限り、10万円以下の過料が発生するとのことで、2024年以前に亡くなった相続権、そのようなケースにおいては、2027年3月末までに相続登記を完了しなければなりません。

法改正が周知されて以降、私のところにも相談される方が増えており、適正な理由がなければ、速やかに相続登記を行った方がいいですよとお伝えをしています。

私が受けた相談で最も多いのが山林の相続登記です。若い世代の皆さんは、相続する山林がどこにあるのかもわからない、価値もわからない。倒木によって隣接する関係者や、施設に被害を与えることへの不安など、相続を放棄したいと、このように考える皆さんも増えていきます。

また、現在の所有者が次の世代に相続を働きかけても、さきに述べた理由で山林の相続を拒否され、行政に寄附をしたいとの相談もあり、私から行政につないだケースもございました。しかし、行政側も、利用価値のある土地ならばこそ、かえって管理上負担になる土地の受け入れはなかなか難しい状況です。

このような中で、本年5月13日付高知新聞に山の売買効率的に、との記事を見つけました。記事には、山林を持て余している所有者と、林業事業体をマッチングする仕組みづくりが県内でも徐々に進んでいるとの内容でした。手入れが行き届かない私有林の管理を市町村が担う動きが全国で広がる中、2022年に本山町が、24年には仁淀川町がそれぞれ、山林売買まで視野に入れて事業を始めたとのことで、所有権移転の実績はまだないものの、山主、事業者とも、こんな仕組みを待っていたと期待をかけているそうです。

佐川町においても、平成26年度以降、地域おこし協力隊の皆さんによる自伐型林業の推進に努められ、民有林の情報を集約したプラットフォームを確立

して、団地化された林地の施業管理を進めております。

さきの新聞には、山主が高齢で亡くなったり、地元を離れたりして放棄される山林は増えており、国は改善に向けて 19 年度から森林経営管理制度を進めている。市町村が私有林の現況や、所有者の意向を調査して、皆伐や間伐、植林などを林業事業者に委託する。ただ、売買の仲介までは想定していない。

県内では 23 年度末までに 30 市町村が意向調査を実施、回答した山主の半数ほどが、管理を市町村に任せたいとした。調査の様式は市町村によって違い、本山、仁淀川町では、自分の代で処分したい・町に寄附したいとの要望が多かった。

そこで一步踏み込んで、本山町では、22 年 6 月から次世代への森林継承促進事業を始めた。売却を望む山林所有者から申請を受け付け、町内の不動産業者に提供する。不動産業者は登録した林業課や事業者に山を斡旋し、売買協議の進捗を管理する。

仁淀川町では 24 年 6 月、森林組合や仁淀川林産協同組合による、森づくりサポートセンターを主体に、山林情報バンクと名付けたデータベースの運用を始めた。山林所有者は所在地をバンクに登録し、経営・管理の委託・木の伐採・売却から希望する扱いを選ぶ。林業事業体はデータベースから森林を探し、所有者に直接連絡する仕組みだ。との内容でした。

初めに 23 年度末まで 30 市町村が意向調査を実施したとの記事の紹介をいたしました。佐川町では調査を行いましたか。行っていれば、どのような回答内容が寄せられたのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、下川議員のご質問にお答えいたします。

佐川町でも、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査におきましては実施をしております。佐川町の場合、平成 27 年に専属の係が設置されて以降ですね、町による森林管理というものを進めてきました。

この経営管理法の以前から、森林所有者に対しましては、山林管理状況アンケートという形で送付をいたしまして、現在の山の管理の状況を問い合わせ、意見の集約に努めております。

このアンケートは、植林が多く、効率的な森林整備が可能性が高いエリアを任意に区分けして、毎年度実施をしております。アンケートの中で、佐川町に森林整備をお願いしたいと回答があった山林に関しては、地権者と佐川町とで 20 年間の長期管理契約を締結をして集約化をしております。その集約化した

山に関しましては、地域おこし協力隊の任期満了者に整備を委託をしているという状況です。そのアンケートの中では、自由に記載をしていただく欄も記載しておりまして、その中では売買を希望したいであったりとか、寄附をしたいといった申し出もございます。

佐川町も、当初は森林管理状況アンケートの中では、そういった項目は設けておりませんでした。そういった希望者がいることもありまして、現在のアンケートの中では、町に寄附を希望する場合には、マルをしてもらうというような項目を途中から追加をして、現在、調査をしているところです。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8 番（下川芳樹君）

はい、ありがとうございます。

アンケートの中には、やはり町に寄附をしたい、売買をしたいと、このような意見も上がっていたというご報告でございました。

新聞記事にはですね、本山町では次世代への森林継承促進事業を始めて、町に移住して自伐林業をする人が増えてきた。山主とスムーズにつながる仕組みが必要と考えていた。仁淀川町では山を相続したことを知らない人すらいる。理想は山主に管理してもらうことだが受け皿が必要だ、と両町の職員のコメントが載せられておりました。

佐川町においても、初めに述べたような山主の状況が多く見られ、両町のような取り組みを進めてみてはとの要望です。登記法の改正によってですね、最速でいうと、2027 年 3 月までに登記を行わなければならないというふうな状況も見えておりますので、できれば有効な山林を放置したり、有効に活用できないという状況を避けるとともに、今、町民の皆さんの中で、すごく悩みに思っているような中身を、一步踏み込んでいただいてですね、佐川も、ちょっとでも解決できるような方策を模索していただきたいと、このように考えておりますがいかがですか。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

佐川町でも、先ほど申し上げましたとおり、相続をしたけど売りたいとか、寄附をしたいというような声とか、あと高齢化により管理できなくなったというような声もいただいております。

アンケートの中でそういった声があった場合や、またアンケートによらず、

そういった相談もございまして、そういった場合には、山の所在の状況を、例えば、植林であるか、広葉樹林であるか。あとは広さであったりとか、その位置状況ですね、そういったものを確認をした上で、町として管理ができるような山であれば、寄附の受け付けもしていただいております。

ただ、全ての山に対して寄附を受け付けれるという状況でもございませんので、その場合には、町内の林業事業者、具体的には、協力隊を任期満了した林業に従事している方になります。所有者の了解を得た上で、そういった方に情報を流した上で、希望があればですね、マッチングをしていただいているという状況です。

町としては、本山町や仁淀川町のような事業とした形ではやっておりませんが、森林管理を町主体で進めていくという流れの中で、遜色ないような取り組みとしてはできているのではないかと考えております。

今後についてもですね、本山町とか仁淀川町と情報共有をしながら、山林所有者にとって、いいような取り組みとか参考になることがあればですね、佐川町の中でも取り組みを取り組みをしていきたいというふうには考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

8 番（下川芳樹君）

はい。前向きなご答弁でございました。

ぜひですね、緊急に困っておられる皆さんもおられるということで、先ほどのご意見、例えばこういう形でなら対応できるよとか、こういう感じなら調整ができるよっていうふうなことを、仁淀川町、本山町の事例も参考にしながらですね、作っていただいたら、お困りの方は大変喜ばれると思いますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

新年度を迎えて、管理職の皆さん、管理職に昇格を新たにされた皆さん、あるいは、人事異動で新たな部署へと転属された皆さん、初めての役職や部署でご苦労されていることと推察いたします。議員からの質問や提言に答弁される執行部の皆さんの一言一言が、佐川の未来を変えてまいります。

答弁された内容を実現できてこそ、佐川町の未来が開けます。職員の皆さんが元気で明るく仕事に励んでいただくことこそ、実現への近道だと私は思っております。皆さんが元気になるための役場づくり、余裕が持てる職場環境を町長をはじめ、執行部の皆さん、職員の皆さんでぜひ作っていただき、多くの質問や提言への取り組みがスムーズに進みますよう、お願いを申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で8番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を、10日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後3時38分

